

平成30年度第4回御船町議会定例会（7月会議） 議事日程

平成30年7月12日

午前10時00分開会

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

6 番 田上 忍 君

12 番 井本 昭光 君

第 2 諸報告

1 諸般の報告

2 行政報告

第 3 議案第22号 財産の取得について

※過年度未決議案

第 4 議案第23号 工事請負契約の締結について

※過年度未決議案

第 5 議案第24号 工事請負変更契約の締結について

※過年度未決議案

第 6 議案第25号 工事請負変更契約の締結について

※過年度未決議案

第 7 議案第26号 工事請負変更契約の締結について

※過年度未決議案

第 8 議案第27号 工事請負変更契約の締結について

※過年度未決議案

第 9 議案第28号 財産の取得について

※過年度未決議案

第10 議案第29号 工事請負変更契約の締結について

※過年度未決議案

第11 議案第30号 工事請負変更契約の締結について

※過年度未決議案

第12 議案第31号 財産の取得について

※過年度未決議案

第 1 3 議案第 3 2 号 財産の取得について

※過年度未決議案

第 1 4 議案第 3 3 号 財産の取得にかかる変更について

※過年度未決議案

第 1 5 議案第 3 4 号 財産の取得について

※過年度未決議案

第 1 6 議案第 3 5 号 財産の取得にかかる変更について

※過年度未決議案

第 1 7 議案第 3 6 号 財産の取得について

※過年度未決議案

第 1 8 議案第 3 7 号 財産の取得について

第 1 9 議案第 3 8 号 工事請負変更契約の締結について

第 2 0 議案第 3 9 号 工事請負変更契約の締結について

第 2 1 議案第 4 0 号 工事請負変更契約の締結について

第 2 2 議案第 4 1 号 工事請負変更契約の締結について

第 2 3 議案第 4 2 号 御船町地域防災計画の一部改正について

第 2 4 議案第 4 3 号 御船町長等の給与の特例に関する条例の制定について

第 2 5 同意第 2 号 御船町教育長の任命について

2 出席議員は次のとおりである（14人）

1 番 清水 聖 君	2 番 森田 優二 君
3 番 岩永 宏介 君	4 番 中城 峯雄 君
5 番 福永 啓 君	6 番 田上 忍 君
7 番 藤川 博和 君	8 番 池田 浩二 君
9 番 塚本 勝紀 君	1 0 番 田中 隆敏 君
1 1 番 沖 徹信 君	1 2 番 井本 昭光 君
1 3 番 岩田 重成 君	1 4 番 田端 幸治 君

3 欠席議員 なし

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（1名）

事務局長 福本 悟 君

5 説明のため出席した者の職氏名（16名）

町 長	藤 木 正 幸 君	副 町 長	本 田 安 洋 君
総 務 課 長	吉 本 敏 治 君	企 画 財 政 課 長	坂 本 幸 喜 君
税 務 課 長	上 村 欣 也 君	町 民 保 険 課 長	宮 崎 尚 文 君
こども未来課長	田 中 智 徳 君	福 祉 課 長	西 橋 静 香 君
健康づくり支援課長	本 田 太 志 君	農 業 振 興 課 長	藤 野 浩 之 君
商 工 観 光 課 長	作 田 豊 明 君	建 設 課 長	野 口 壮 一 君
学校教育課学校教育係長	西 本 和 美 君	社 会 教 育 課 長	宮 川 一 幸 君
環 境 保 全 課 長	緒 方 良 成 君	会 計 管 理 者	福 田 敏 江 君

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開 会

○議長（田端幸治君） おはようございます。

ただ今から、平成30年度第4回御船町議会定例会7月会議を再開します。

坂本学校教育課長欠席のため、西本学校教育課学校教育係長が説明員として出席をしておりますので、よろしくお願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（田端幸治君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、6番、田上忍君、12番、井本昭光君を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 諸報告

○議長（田端幸治君） 日程第2、「諸報告」を行います。

諸般の報告を行います。

初めに、このたびの平成30年7月豪雨によりお亡くなりになられた方々や御遺族の皆様に心よりお悔やみを申し上げますとともに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。皆様の安全と被災地の一日も早い復興を心からお祈りを申し上げます。

ここで、豪雨災害による犠牲者の皆様に対して、黙とうを捧げます。御起立をください。  
一同、黙とう。

[黙とう]

○議長（田端幸治君） お直りください。御着席ください。

それでは、休会中における諸般の報告をいたします。

議会運営委員会を6月19日及び7月2日に開催し、各種案件、定例会7月会議の進行等について協議を行いました。第4回御船町議会定例会7月会議の議事日程は、7月12日の1日間と決定しました。議会全員協議会を7月6日に開催し、それぞれの事案について協議を行いました。

次に、陳情について報告します。陳情第2号の陳情と国道443号妙見坂トンネルについては、産業厚生常任委員会へ付託することとしました。

次に、九州中央自動車道建設促進沿線議会協議会について報告します。平成30年度の総会、決起大会が7月11日に宮崎県高千穂町、ホテル高千穂において開催され、熊本県と宮崎県の両県で4市10町2村の関係者約300人が出席し、1つ、北中島矢部間の開通予定年度を公表し、早期完成を図ること。2つ、蘇陽五ヶ瀬東間の高千穂末市交差点間の早期事業化を図ること。3つ、蘇陽矢部間、七折交差点、蔵田交差点間の契約段階評価の早期着地を図ることなどを含む、6項目が採択されました。

次に、視察受け入れについて報告します。7月5日に宮城県黒川地方町村議会議長会の研修を受け入れ、議会活性化の取り組みや熊本地震における町の状況などについての意見交換を行いました。

なお、7月3日に予定をしていました兵庫県丹波市議会については、台風7号の接近に伴い中止となりました。また、7月10日に予定していました山口県議会について、西日本を襲った豪雨に伴い中止となりました。

次に、県町村議会議長会関係について報告します。7月9日に常任委員長、議会運営委員長研修会が益城町のグランメッセ熊本で開催され、講師として立正大学客員教授、総務

省地域力創造アドバイザー、高野誠鮮（たかのじょうせん）氏から「地方創生・まちづくり」と題して講演があり、高野氏は石川県羽咋（はくい）市生まれで、人口459人、高齢化率54%で、人口が20年間で半減した羽咋市神子原（みこはら）地区で自ら取り組まれたまちづくりの事例について報告され、既成概念にとらわれない大胆な発想により高齢化率の改善、所得の向上やU J I ターン現象など、数多くの成果を出されました。議会議員として何を構築したらいいかみせられた研修となりました。

次に、一部事務組合議会関係について報告します。御船町甲佐町衛生施設組合議会視察研修、上益城広域連合例月現金出納検査及び上益城消防組合議会臨時議会がそれぞれ開催されました。その他の内容につきましては、議席に配布した資料のとおりであります。

次に、地方自治法第235条2第3項の規定による例月現金出納検査5月分の結果報告は配布しております報告書のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

続いて、行政報告を行います。

○町長（藤木正幸君） 行政報告を行います。

まず、総務課について報告します。

西日本を中心とした記録的な大雨により160名以上の方が犠牲となり、60人近い方の安否が不明となっています。犠牲となられた方々の御冥福をお祈りするとともに、被災された地域の方々に心からお見舞い申し上げます。

今後、被災地の状況によりましては、職員の派遣について検討したいと考えています。

また、今回の大雨により本町におきましても関係5課による災害待機を実施していましたが、幸いにも大きな被害の報告はありませんでした。

次に、企画財政課について報告します。

御船インターチェンジ東側の大型商業施設の誘致について、7月5日に地権者や関係者を対象にした説明会を実施しました。御船インターチェンジ東側11ヘクタールの候補地内が埋蔵文化財保蔵地エリアに含まれているため、文化財保護法に基づいた試掘調査が必要となります。企業誘致の進捗状況を踏まえて、地権者への説明と協力依頼を行いました。今後、調査準備やスケジュール調整を図りながら、本年10月中旬頃から12月上旬までを目標に、熊本県文化課と試掘調査を進めていきます。

次に、税務課について報告します。

地方自治体の歳入確保や公平な税行政推進を目的とし、平成22年度から始まった併任徴収は8年目を迎えました。今年度の上・下益城郡併任辞令交付式を去る4月18日に行い、郡内の併任職員は64名となっています。6月21日には御船町で合同の家宅捜査を行い、完納で終わることができました。今年度は今回を含め、御船町で6回の捜査を計画しています。

次に、こども未来課について報告します。

熊本地震発災後に実施している被災児童等の心のケアに対する相談の今年度第2回目を6月14日に実施し、長崎大学大学院の田中教授と放課後デイサービス、シェアハート、松尾支援員の2名を招き、2件4名の相談に応じていただきました。また、御船町要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会代表者会議を6月29日に開催しました。会議研修では、熊本県中央児童相談所から講師を招き、市町村ガイドライン及び里親制度についての講話がありました。各関係機関との情報共有や連携の重要性を再認識し、今後の対策に生かしていきたいと思います。

次に、健康づくり支援課について報告いたします。

6月19日に健康づくり推進協議会委員22名に対し、委嘱状の交付を行いました。委嘱状交付後第1回目の会議として熊本県立大学総合管理学部総合管理課、荒木紀代子教授の講話を聞いたり、班に分かれて意見交換を行ったり等、有意義な会議を行いました。

次に、平成30年度御船町健康診査を7月1日から15日まで実施しており、約2,400名の受診者を予定しています。健診結果については、7月31日から8月28日までの期間で保健センター及び各公民館分館、上野保育園多目的ホールに出向き説明会を行います。

次に、商工観光課について報告します。

8月12日に第45回御船があーっぱ祭りの開催を予定しています。これまでもこれからも一致団結、知ろう語ろうかっぱ伝説をテーマに町民総参加の盛大な祭りとして、復興への大きな弾みとなるよう、企画運営していきます。

続いて、本年度から観光協会に事業を移行しました化石発掘体験は、4月から現在まで約2,000名の方が体験されています。また7月14日から始まる恐竜博物館の特別展に合わせ、夏休み期間中も開催予定としており、町内周遊チケットの販売増加にもつながるよう図っていきます。

次に、建設課について報告します。

小坂地区の八竜橋災害復旧工事について、主要部分の工事が完了したことにより、7月4日に通行規制を解除しました。住民の皆さんには震災直後から長い間多大な御不便をおかけしましたが、支障なく通行が可能となりました。本会議において当該工事に係る、変更契約に係る事案を上程していますので御審議のほどお願いいたします。

また、秋只橋の復旧工事については、平成30年度末での通行規制解除を目指していきます。

次に、社会教育課について報告します。

7月14日から9月24日まで、御船町恐竜博物館特別展「ティラノサウルス～進化の謎に迫る～」を開催します。また特別展の開会に先立ち、7月13日、午後3時30分から特別展開会セレモニーと内覧会を併せて開催します。

次に、7月20日に本年度で4年目となります中学校地域未来塾の開校式を開催します。学習に対する子どもたちの意欲が高まってきており、学力の向上につながればと期待しています。また本年で24回目となります子ども英語劇は、6月13日から毎週水曜日に練習を行っています。今年は46名の町内小中学生が参加しており、8月25日の公演に向けて頑張っているところです。公演はカルチャーセンターホールで開催しますので、大勢の方の御来場をお待ちしています。

以上で、行政報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第22号 財産の取得について

※過年度未決議案

日程第4 議案第23号 工事請負契約の締結について

※過年度未決議案

日程第5 議案第24号 工事請負変更契約の締結について

※過年度未決議案

日程第6 議案第25号 工事請負変更契約の締結について

※過年度未決議案

日程第7 議案第26号 工事請負変更契約の締結について

※過年度未決議案

日程第8 議案第27号 工事請負変更契約の締結について

※過年度未決議案

日程第 9 議案第28号 財産の取得について

※過年度未決議案

日程第10 議案第29号 工事請負変更契約の締結について

※過年度未決議案

日程第11 議案第30号 工事請負変更契約の締結について

※過年度未決議案

日程第12 議案第31号 財産の取得について

※過年度未決議案

日程第13 議案第32号 財産の取得について

※過年度未決議案

日程第14 議案第33号 財産の取得にかかる変更について

※過年度未決議案

日程第15 議案第34号 財産の取得について

※過年度未決議案

日程第16 議案第35号 財産の取得にかかる変更について

※過年度未決議案

日程第17 議案第36号 財産の取得について

※過年度未決議案

○議長（田端幸治君） 日程第 3、議案第22号、「財産の取得について」から、日程第17、議案第36号、「財産の取得について」まで15件を、会議規則第37条の規定に基づき、一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（藤木正幸君） 議案第22号、財産の取得について。小型動力ポンプ積載車について、次のとおり財産を取得する。

提案理由。財産の買入れについては議会の議決に付すべき契約及び財産の取得また処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第23号、工事請負契約の締結について。九州横断道嘉島山都、上野 I C 設置工事に

ついて、次のとおり請負契約を締結する。

提案理由。請負契約の締結については、御船町議会基本条例第12条第1項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第24号、工事請負変更契約の締結について。九州横断道嘉島山都、上野 I C 設置工事について、次のとおり請負変更契約を締結する。

提案理由。請負契約の締結については、御船町議会基本条例第12条第1項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第25号、工事請負変更契約の締結について。八竜橋橋梁災害復旧工事下部工について、次のとおり請負変更契約を締結する。

提案理由。請負契約の締結については、御船町議会基本条例第12条第1項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第26号、工事請負変更契約の締結について。八竜橋橋梁災害復旧工事下部工について、次のとおり請負変更契約を締結する。

提案理由。請負契約の締結については、御船町議会基本条例第12条第1項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第27号、工事請負変更契約の締結について。吉無田高原緑の村キャンプ場宿泊施設整備工事について、次のとおり請負変更契約を締結する。

提案理由。請負契約の締結については、御船町議会基本条例第12条第1項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第28号、財産の取得について。小型動力ポンプについて、次のとおり財産を取得する。

提案理由。動産の買い入れについては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第29号、工事請負変更契約の締結について。九州横断道（嘉島・山都）上野 I C 設置工事について、次のとおり請負契約を締結する。

提案理由。請負変更契約の締結については、御船町議会基本条例第12条第1項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第30号、工事請負変更契約の締結について。九州横断道（嘉島・山都）上野 I C 設

置工事について、次のとおり請負変更契約を締結する。

提案理由。請負契約の締結については、御船町議会基本条例第12条第1項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第31号、財産の取得について。御船町学校給食センター給食用物品購入事業について、次のとおり財産を取得する。

提案理由。動産の買入れについては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第32号、財産の取得について。御船町学校給食センター給食運搬車両購入事業について、次のとおり財産を取得する。

提案理由。動産の買入れについては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第33号、財産の取得にかかる変更について。御船町学校給食センター給食運搬車両購入事業にかかる財産の取得について、次のとおり変更する。

提案理由。財産の買入れについては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第34号、財産の取得について。御船町恐竜博物館新館備品購入事業費について、次のとおり財産を取得する。

提案理由。動産の買入れについては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第35号、財産の取得にかかる変更について。御船町恐竜博物館新館備品購入事業にかかる財産の取得について、次のとおり変更する。

提案理由。動産の買入れについては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第36号、財産の取得について。防災行政無線移動系について、次のとおり財産を取

得する。

提案理由。動産の買入れについては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

○総務課長（吉本敏治君） それでは、内容の説明をさせていただきたいと思いますが、その前に、今回このような形で過年度分の未決議案を提出することになりましたことを、我々職員として深く反省をし、併せてお詫びを申し上げたいと思います。

まず、議案書の3ページです。議案第22号になります。備品名、小型動力ポンプ積載車2台、納入場所は御船地内です。購入金額が743万400円、契約の相手方につきましては、熊本市中央区の株式会社ニッケカスタム熊本であります。

次に、4ページです。議案第23号です。工事名、九州横断道（嘉島・山都）上野インターチェンジ設置に係る、平成29年度委託合併工事であります。工事の理由につきましては、九州横断自動車道延岡線におけるインターチェンジの設置工事であります。工事場所は上野地内であります。工事金額が1億6,997万2,605円です。契約の相手方につきましては、福岡市博多区の国土交通省九州地方整備局であります。

次に、5ページです。議案第24号です。工事名、九州横断道（嘉島・山都）上野インターチェンジ設置に係る、平成29年度委託合併工事であります。変更内容につきましては、昨年度工事を引き継ぎ、擁壁工、舗装工、附属施設工を実施しました。設計内容と現地総意に伴う、これは減額となります。工事請負契約、当初は1億6,997万2,605円、変更減額が202万6,878円、最終契約額が1億6,794万5,727円です。これは先ほどの国土交通省九州地方整備局に当初計上したものの、変更となります。

次に、6ページです。議案第25号です。工事名、八竜橋橋梁災害復旧工事下部工です。理由につきましては、八竜橋災害復旧工事における既設橋桁、橋台の撤去及び橋台の再構築について、御船川河川管理者である国土交通省への委託工事となります。工事場所につきましては、大字豊秋地内です。契約金額が5,961万3,840円です。これも同じく国土交通省九州地方整備局が請負の相手方となります。

次に、7ページです。議案第26号ですが、先ほどの議案第25号の変更となります。工事名、八竜橋橋梁災害復旧工事下部工。変更内容につきましては、橋台における杭基礎工について、当初設計では既設6本の杭を抜き取る計画でありましたが、河川管理者と協議し

た結果、既設杭6本を残し、新たに5本の杭を設置することによる減額となります。工事場所は豊秋地内です。当初請負契約金額が5,961万3,840円。変更減額が525万8,596円、最終契約額が5,435万5,244円であります。これも九州地方整備局と契約を行ったものです。

続きまして、8ページです。議案第27号、これは工事請負契約の変更契約の締結であります。工事名は、吉無田高原緑の村キャンプ場宿泊施設整備工事。変更理由です。当初設計では、ドームキャビンエリアの場内案内や宿泊棟及びセンターハウスなどの案内表示機能がないため、施設利用者の利便性を確保するためのサイン設置工事等を行うことに伴う変更であります。工事場所は田代地内です。当初請負額が1億836万1,800円、変更契約額が333万2,752円の増額です。最終契約額が1億1,169万4,552円であります。契約の相手方につきましては、熊本県菊池郡大津町の肥後木村組株式会社であります。

次に、議案第28号、9ページです。財産の取得についてです。これは備品名は小型動力ポンプ（操法用）4台であります。納入場所は御船地内。購入金額が759万4,560円です。契約の相手方につきましては、熊本市中央区、三輝物産株式会社であります。

次に10ページ、議案第29号です。まず工事名です。九州横断道（嘉島・山都）上野インターチェンジ設置に係る、平成28年度受託合併工事であります。九州横断自動車道延岡線におけるインターチェンジの設置工事となります。工事場所は上野地内です。契約金額は1億1,611万7,126円であります。これも、国土交通省九州地方整備局が契約の相手方となります。

続きまして11ページ、議案第30号です。今申しました議案第29号の変更になります。工事名が九州横断道（嘉島・山都）上野インターチェンジ設置に係る平成28年度受託合併工事であります。変更内容につきましては、掘削時の地質調査の結果、当該箇所の地盤が軟弱であることから、地盤改良工の追加変更が発生しました。工程を勘案した結果、地盤改良工を優先し、その他擁壁工や排水構造物工を翌年度へ先送りすることになったことによる減額となります。工事場所は上野地内です。当初契約額が1億1,611万7,126円、変更契約額が3,922万5,510円の減額となります。最終契約額が7,689万1,616円です。契約の相手方は国土交通省九州地方整備局であります。

次に12ページ、議案第31号です。財産の取得にかかるものであります。備品名が御船町学校給食センター給食用備品121万1,644件であります。納入場所は木倉地内、購入金額が1,933万2,000円であります。契約の相手方につきましては、熊本市東区の株式会社中西製

作所熊本営業所であります。

次に13ページ、議案第32号です。これは、御船町学校給食センター給食運搬車両3台分になります。納入場所は木倉地内、購入金額が1,723万9,620円であります。契約の相手方につきましては、福岡市東区いすゞ自動車九州株式会社であります。

次に14ページ、議案第33号です。財産の取得にかかる変更であります。議案第32号で契約をしました運搬車両の件につきましてです。変更につきましては、地方自治体が取得する場合は、公認車両の自動車取得税の対象とならないということがわかりました。そのため、自動車取得税1台当たり2万1,300円を減額するための契約であります。当初購入額が1,723万9,620円、変更額が6万3,900円の減額であります。最終的な購入額が1,717万5,720円であります。同じく、福岡市東区のいすゞ自動車九州株式会社であります。

次に15ページです。議案第34号です。財産の取得にかかるものです。備品名が御船町恐竜博物館新館備品、納入場所は恐竜博物館で、購入金額は871万5,000円であります。契約の相手方につきましては、御船町御船の有限会社第一事務機であります。

次に16ページ、議案第35号です。ただ今の議案第34号の変更契約となります。御船町恐竜博物館新館備品、変更理由につきましては、当初設計に、館長室のデスク及び館長室の書棚が漏れていたために増額となったものです。当初購入額が871万5,000円、変更額が28万1,450円の増額であります。最終金額が899万7,450円であります。先ほどの有限会社第一事務機との変更契約となります。

次に17ページ、議案第36号です。これにつきましては、備品名が防災行政無線（移動系）であります。役場基地局無線機1台、役場移動局無線機が37台、納入場所は御船地内、購入金額は953万4,000円です。契約の相手方につきましては、熊本市水前寺ニシム電子工業株式会社熊本支店であります。

○議長（田端幸治君） これをもって提案理由の説明を終わります。

日程第3、議案第22号、「財産の取得について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○6番（田上 忍君） 今過年度分ということで15本出ていましたが、それぞれ議会に提出しなければいけない理由というのは、町長からそれぞれ今説明がありました。でも、どうしてこの過年度分が今日こうやって出てきたのか、それについて説明をもう一度お願いします。

○総務課長（吉本敏治君） 今回、この議案を提出しました経緯につきましては、この前の全員協議会でも少し御説明させていただきましたけれども、県内の他自治体におきまして、こういう未決議案件の問題が発覚したと。それを受けまして、御船町においても、過年度分について調査を行いました。調査をした結果、こういった15件の案件が出てきたということでございます。

○6番（田上 忍君） 調査した結果というのはわかります。どうしてそのときに議決というか、議案として上がってこなかったか、その辺をお聞きしたい。

○総務課長（吉本敏治君） まず、動産の買い入れにつきましては、消防積載車等の単価です。これは3ページの議案第22号につきましては、これは2台購入していただくんですけども、1台の金額が、つまりこの半分程度になりますので700万円を超えていないと。1件としての取り扱いで、この意味を深く認識していなかったということでもあります。

それから、購入等につきましては、町が直接購入を発注していなかったと、要は委託をしていたということで、委員会で試算検討して取りこぼしていたということでもあります。

○6番（田上 忍君） こういう案件については、まず担当者が起案して、それから係長、課長、それから副町長、町長と上がっていくと思います。そうやってチェック機能があると思うんですが、どうしてすべて漏れていたんでしょうか。そのあたり、わかりますか。

○総務課長（吉本敏治君） そこらあたりについては、結局担当者の起案から始まって、決裁が上まで上がっていくわけですけども、そのときに、未決案件として認識がなかった。それがそのまま座ってしまっていたということになるかと思います。本来であれば、今おっしゃったようにどこかでチェック機能が働かなければならないところ、それを見逃してしまっていたということになるかと思います。

○6番（田上 忍君） すると、そこで判を付いた方、皆さんがそこでは、これは議決案件ではないと判断してしまったと受け取れるんですが。どうしてかというのがあるんですけど、ちょっとここ、町長、何かありますか。

○町長（藤木正幸君） 今総務課長から説明がありました。私たちの認識が間違っていたということだと思います。1点を、車1台を1件として報告を受けていたわけですけども、2台で1件になるということだと思っております。九州地方整備局に委託したということで、実際的に御船町で入札等をしてなかったということ、それ等もやはり認識の誤りだったと感じております。

○6番（田上 忍君） では、これから採決されていきますけれども、もしこれが否決されたらどうなりますか。

○総務課長（吉本敏治君） 今、過年度分の未決議案件を提出をしたわけですが、それが否決になればどうなるかというお尋ねですが、実は、これにつきましては一応一定の司法判断も出ています。つまり、以前にもこういったことがどこかで発生をしていたということになるかと思います。その司法判断、判決が出ている部分につきまして、ちょっとこれを読み上げてみますけれども、例えば、町議会の議決を要すべき事項について、そのことなくして契約を締結した場合において、その効果如何は必ずしも疑問なしとはしないが、一般的代表権を有する町長がこれをなした以上、庁内の内部的責任は・・・する。少なくとも善意の第三者に対しては、有効額の回数を相当とするとしてあります。これは判決が出ているわけなんですけれども、議会の議決がないままに地方公共団体の長が契約を締結した事案につきまして、その裁判所の判断といたしますのは、いわゆる民法上の表権代理の規定を用いていると。すなわち、この善意の第三者である契約の相手方を保護する観点から、その契約は有効と認めざるを得ないだろうという判断であると思います。

しかし、この事例があるからといって、では地方自治法の規定は無視していいかということにはなりませんので、今後は十分そういった部分については注意していく必要がある。これは我々の反省も踏まえて、そういうふうに感じているところであります。

○6番（田上 忍君） では、最後に1つですけど、これからは提出しないことが一番だと思うんですけど、それでも最悪防止策というのは何か考えておられますか。町長お願いします。

○総務課長（吉本敏治君） これは町長も含めて、全体の中で、私から説明をしております。

先日の課長会議におきましても、この危機管理、こういったものも含めてリスクマネジメントがやはりうまい具合に認識を皆しておらず機能していなかったということを踏まえて、そういった文書を今課長には手渡しているところです。いま一度そういった危機管理に対する意識を持ってもらいたい。またこういったことによって、将来的にどういうふうなリスクがあるのか、そういったものを含めて、日頃から事務を進めていく中で、そういったリスクマネジメントを念頭に置きながら事務を進めていってもらいたいということは申しておりますし、いずれの機会かでそういった外部の講師等を招いての研修も併せて行っていく必要があるだろうということで感じているところです。

○町長（藤木正幸君） 今、総務課長が答弁したようなことです。この事案が発生しましてから、やはり役場の中でもう一度勉強し直さなければいけないということで、指示をしたところであります。今後こういったことがないように、また役場法令を守れるように指導してまいりたいと思います。

○11番（沖 徹信君） この件とは直接関係ありませんけど、いいですかね。今後、災害復興住宅用の土地購入がありますよね。それで、その土地を購入する場合に10人ぐらい住民がおって、総合的にすれば4,000万円を超えとか、4,000万円以上でないと議会にかかる必要がありませんから、個人的に契約した場合には、その4,000万円を超えない。しかし、その団地をすれば4,000万円を超える。そういうときには、議会にかかりませんか、かかりますか。

○総務課長（吉本敏治君） 今は、土地の購入ということでよろしいですかね。

土地の購入につきましては、1件が700万円以上、かつ面積が5,000平方メートル以上という司法上の規定があります。したがって、例えば700万円を超えて、一人一人は例えば700万円を超えないんだけど、合わせると700万円以上になって、なおかつ5,000平方メートル以上になるというケースでよろしいんですか。はい。

これにつきましては、この土地の1件の取り扱いにつきましても、明確な判断がなされておられません。それで、結果的に今おっしゃったようなケースの場合は、今後は議会にやはり議案として提出したほうがいいのではないかと。先ほど司法判断とありましたけれども、高裁で争われている部分もあります。その1件という取り扱いを、1契約によってそれを判断するのか、あるいはその全体を事業として判断するのか、その辺については、今のところ明確な判断が出されておられませんので、あくまでもこれが自治体の判断で議決案件とするのか、ということになろうかと今思っているところです。

○11番（沖 徹信君） それでは、今まで、今の時点での答弁とは全然違う。今から総合的な何で対応するということ、積載車2台だからかける、博物館の備品を何百点買うたから、1点に対しては何にもかからないけれど、何百点か買うたから700万円以上かかるから、追って議会にかかるということで、こういうことがないようにと、今言われたじゃないですか。それと理屈は一緒じゃないですか、土地の場合も。

だから、総務課長があまりにも固持した考えが非常に入っているんじゃないんですか。ちゃんと4,000万円以上だったら、土地の場合でも議会にかかる。それは何筆あっても何人

おっても、一括として払うわけでしょう、どこかの災害復興住宅ということをはける場合には、そこを一括して1億円なら1億円、2億円なら2億円という形で土地を買収するわけですから、個人個人では700万円以下であっても、全体的に見れば700万円を超えているならば、今後の、今日のこの物件が議案にかかるということを踏まえるならば、それはすぐかけますという答弁が当然じゃないんでしょうか。

○総務課長（吉本敏治君） まず、当議案については、このそれぞれに今上がっている金額で、1件として契約をしております。その1件の金額は、当然700万円を超えておりますので、動産の買い入れについては700万円という条件だけです。ただし、土地については700万円以上で、かつ5,000平方メートル以上という条件が付いています。ですから、今おっしゃったように全体では5,000平方メートルを超えるんだけど、一人一人の契約については5,000平方メートルを超えない。なおかつ700万円を超えないという場合、その契約の案件としては、1契約を1件としてとらえるという、地方裁判所での判決も出ています。ただそれがまだ具体的に、例えば最高裁での判例が出ているとかいうのであれば、我々としても基準としてなりますので非常にありがたいんですけども、そういった司法判断が土地の取得についてはまだ示されていないということもあります。

今おっしゃったように、しかしその全体を絡めると事業として成り立たないということも考えられますので、基本的には議会の議決案件としてとらえておいたほうが優位だとは考えているところです。ただ、具体的な判断がなされれば、そこら辺も加味して考えないといかんかなというところで考えるべきところです。

○11番（沖 徹信君） それは、復興住宅の場合にはこれだけの面積ということをしなければ、ここに復興住宅が建たないわけですから、そのうちの1人の方が、「私は反対」となるならば成り立たんわけですよ。個人個人としての契約は個人個人ですよ。しかし、全体としてはお金を払うでしょう。個人個人だけど、全体としての1つということで考えれば、十分議会に付すべきだと思いますけれども。そして、物品などでも、例えば博物館等々の何も、1つの物品は、安いのは何千円から何十万円とあると思いますよ。その一品一品は契約しないわけでしょう。まとめて契約したからそういうふうになるわけですから、そこら辺は、やはり今度のこれを機に、執行部はしっかりと勉強されて、こういうことが二度とないようにしないと、ほかの市町村から笑われますよ。

○4番（中城峯雄君） 全般的なことでお尋ねします。15件です。今回過年度の未決議案が15

件判明して、7日の新聞にも公表されましたけれども、やっぱり自主的に調査されて公表されたとはいえ、条例違反、議会軽視と言わざるを得ないと思います。

ところで、数点についてお尋ねをします。まず1点目に、こういった工事契約や物品購入の実際の流れです、現状はどのようなになっているか、お尋ねします。

○総務課長（吉本敏治君） まず、例えば議決案件となるような物品の購入についてですけども、まず予算が確保されていなければ契約行為に進めませんので、まず予算の確保です。それから、その年度で予定している事業の購入についての、まず仕様書等を作って、それを発注者として指名競争入札であったりといった格好で仕様書を出します。そして、入札を行って、落札者が決定したら、その落札者が決定した、そこで議決案件であれば仮契約書を作成します。この契約書については、議会の議決を経た上で本契約とするという旨の内容を付けた仮契約書を作成して、まずその前に、入札について、入札をしてよろしいかと、指名競争入札をしてよろしいかという伺いが回ります。それによって決裁が終わったら、今度は入札の執行です。そして入札が執行して、落札者が決定したら仮契約で、仮契約を受けて、その仮契約書を付けて次の議会に提出をします。そして議決を受けた時点で本契約となりますので、その後契約の締結という行為を行っていくということになります。

○4番（中城峯雄君） 流れとしては、担当者でそういった以前の入札をしたりして、そして係長に回して、課長が決裁して、総務課長が契約関係だから、総務課長に行って、副町長、町長ということになるかと思いますが。すべての契約書にそういう流れとは思いませんけれども、例えば、議会の議案として上げるのは請負契約が4,000万円以上、700万円とありますけれども、これだけ町長決裁をもらうんですか。それとも、ほかの契約書類はもう上には上げないんですか。

○総務課長（吉本敏治君） 契約の案件については、すべて決裁を受けるということになります。議決案件とならないものであってもです。

○4番（中城峯雄君） はい。ですから、今聞きたいのは、ではどこで、全部これは担当レベルで議会の議決案件では、課長で、これは町長決裁は要りませんと、町長決裁はしても、議会の議決案件ではありませんということは、スーッと通ってしまったということですね。

ですから、その、やっぱり担当はきちんとチェックに基づいてしないと、これは上に回すだけです、これは議会にかける必要はありませんということになると、それから上はスーッと通ってしまいますよね。そういった、どこでそういった打ち合わせをされたと

いうことだけど、今後どこの部署でそういった判断をして、チェック表に基づいて判断をされるのか、お伺いします。

○総務課長（吉本敏治君）　まずは、契約行為ですとかに移るときに、当然予算が必要になります。予算を要求する時点で、あらかじめ予想はできるとは思います。その予算を執行する段階によって、まず担当者が、これは議決案件となりそうだなということは、やはり職員としてこれは知っておくべき必要があるだろうとは思っています。

それに基づいて、これは議決案件となりそうな案件となります。予定価格が700万円を超えていますのでということは、担当者から係長、係長から課長へと上がっていくのが当然かなと思っているところです。

○4番（中城峯雄君）　ですから、これは議会にかける必要はないということで、担当課から係長、課長まで、そういう判断でございましたということですよね。ただ、最終的には町長の公印が全契約書に押してありますけれども、それはどこで押すのですか。

○総務課長（吉本敏治君）　すべての決裁が終わりまして、契約書に押印をする際は、町長の公印は総務課で管理しております。ですから、総務課に来て、決裁の書類を見せた上で、公印押印の承認をそこでもらうということになります。

○4番（中城峯雄君）　そういった、やはり再発をストップするために打ち合わせをされたということですが、行政の内部統制システムというのはいないんですか。

○総務課長（吉本敏治君）　内部統制機能、これはもちろん今回の件については、やはり誰かがどこかで気付ければ防げたことだと思います。だがそれが倫理上流れてしまったということは先ほど申しましたとおりですが、すべてのことについて、例えば財務規則であったり、あるいは文書取扱規程であったり、あるいは条例であったり、そういった条例や規則、要綱等をまず確認する必要があると思います。そういったものに基づいて、我々は事務を行っているという認識をやはり一人一人が持つ必要があると。これは全体的に、この事務についてはこうだということをやっているわけではありません。それぞれの例規集、町が持っている条例をはじめとした例規集、それから上位法の法律、施行令、施行規則、そういったものに基づいて事務を進めていくというのが基本であります。ですから、職員一人一人がそういった部分について、やはり認識を持つ必要があるし、もちろん職員自身が努力をして、そういったものを身に付けるというのが前提にあるべきだと考えます。

○4番（中城峯雄君） ネットで調べましたが、行政の内部統制システムというのはあるわけですね。だから、やっぱりこういうのは件数も多いし、契約件数も多いし起こり得ることですから、これからは、せつかく対策を打ち合わせをされたのであれば、内部統制規則を定められてしたが、なかなか担当者も替わられますし、しかも御船町の28、29年度に集中しておりますけれども、こういったどさくさの中でスッと通ってしまったということですから、やはり私は今後、そういった再発防止を防ぐための十分な対策、それは専門家に相談せんでもできますから。企業はそういったことなのです。内部統制システムを規則を作って、それに基づいて、例えば公認会計士なり税理士あたりがちゃんとやっていますねと、町の場合は、それは内部監査ですけれどもね。監査なんかしていると、そういった規則どおりにやっていますねということも、今後検討されたらいかがでしょうか。

○5番（福永 啓君） 何点かお聞きいたします。

まず、今回大まかに分ければ2種類あると思うんです。1種類が、1個1個が安価であったがために、これは議決案件ではないと思って、議決案件に上げなかった議案、あと1種類が、こちらのほうはよくわからないんですが、九州横断道路です。これは御船町が契約していません。工事会社と契約してはおりませんし、入札業務も行っていないということです。

○議長（田端幸治君） 福永議員、この案件、議案一本一本についての質疑を行いますので、まずは今は財産の取得についてということで、議案第22号に關しての質疑ということをお願いしたいと思います。質疑・採決につきましては、1本ずつで進めてまいります。

○5番（福永 啓君） それでは、1本目は小型動力ポンプということです。これにつきまして。そうしますと、これは2つあったうちの1本目、一つ一つの案件が安価であったためにしていないということになります。このような案件は、ですから、平成21年度と25年度とずっとこれは同じ関係ですね、3つともですね。そういう形で今回これでは上がってまいりました。

今回、見方は、この方のも、例えば御船町物品購入だけでも相当数していますよね。それで、これは1契約者、1業者に対して、1つずつは安価であったんですが、1業者に対してまとめて1回の契約として成立しているから本来は上げる必要があった、ということでしょうか。そして、ほかの小さいエンピツとか何かが、小さい物品です、それは上がっていないわけなんです。それは執行部の考えで予算がおりて、あとは執行の範囲内で上が

っていないわけなんです、それとの違いを、簡単に説明していただけますか。

○総務課長（吉本敏治君） この議案第22号について申しますと、動力ポンプを小型動力ポンプ積載車を2台購入したということで、あくまでもこれは当然備品となります。財産となります。ですから、743万円で契約しているものは、契約の相手方はお一方です。それに対して2台お願いして購入したということになりますので、契約の相手方は1人です。ですから、1人に対して物件の契約を行ったということになりますので、本来議決を受けなければならなかったということなんですけれども、ただ、1台の単価にすると700万円未満になりますので、その辺の誤解ももちろんあるかと思います。

これが一番大きく、土地の購入と違うところだと思います。土地の購入は、契約の相手方が複数いらっしゃいますので、ですから、どこをもって1件とするかというものが、非常に土地の場合には判断としては、まだ規定の諸判断が出ているところもありますけれども、まだ地裁のレベルの問題であるかということもあります。ですから、契約の相手方が複数であれば、当然契約書を別々に作らなければなりませんので、それが1件として700万円未満であれば、議会の議決は必要ないということになります。

○5番（福永 啓君） 複数でなくても、1件の相手方が、時期、別の契約があった場合です。2月に買って、5月にこやしこ買いましたと、同じ年度内のことで考えてほしいんですが、そういった場合も、これは1契約書、1契約あたりで考えてよろしいが、本来だったら考えるべきだったけど、物品を1個と考えてしまったので、今回これが議決案件に出さなかったということなんですかね。契約1つに対して、時期じゃない、時期も含めて、1つの契約に対して幾つかあったということですよ。ちょっとわからないですかね。

今、総務課長から1つの契約に1つの会社に対してとか、1つの業者に対してとか言われましたが、これは例えば1つの業者に対しても、例えばこれが動力ポンプ、これが5月に1台買いました。そして契約して、そして12月にあと1台買ったと、同じ業者ですよ。その場合は、これは議決案件になりますか。

○総務課長（吉本敏治君） 同じ目的で購入するものは、時期を分けてという理屈がまず通るかどうかという問題は別にしても、あくまでも、例えば4月早々に1件の購入契約、これは700万円未満です。これは当然議会の議決は必要ないと思います。後ほど例えば12月なら12月になって、もう1件それを購入したと。それが時期をずらして購入することに合理性があれば、それは何も問題はないと思いますけれども、その合理性がなければ、要は議

決案件としての契約を立てんがために2件に分けたとみなされる可能性も出てきます。ですから、そういったことは、発注者側としてやってはいけないことだと思いますので、その1件の契約についての合理性、こういったものが認められれば、客観性等が認められれば、それはそれで説明ができれば構わないと思いますけれども、同じ事業に対して、これはまとめて買ったほうがとにかく有利であろうという判断のもとに、1件とする契約を進めていったんだと思います。

また、それを小分けにすると、先ほど言いましたような疑われ方もしますし、小分けにしても事務はその分増えますので、そういったデメリットもあるということになるかと思っています。

○町長（藤木正幸君） 今説明があつておりますけど、私としては、これは長年認識の違いがこの御船町で起こっていたのではないかと思います。これは10年分を今回調べました。なぜかというたら、諸書類関係が残るのが10年分しか残っていないものですから、10年分調査しました。10年分を調べた中で、10年間同じことが続いていたわけです。ということは、やっている本人たちも、前からこういったふうになっているから、そのままこうしていたというのが正直なところではないかと思っています。いま一度、やっぱりここはわかったわけですから、これからのことを考えればこれは間違っているんだよということはここで認識できたので、私たちとしてはまた今後こういったことがないように、また勉強ができるというふうに感じて、ありがたく思っているところであります。

ですから、こちらからすれば、やはり前年度と一緒に、同じことの繰り返しと周りからは役場のことをよく言われます。やはりこういったところが主として出てきたのではないかと思います。まず、一人一人が認識を高めていって、前年と同じだからこうしようではなくて、同じだけれども今後はこうしなければいけないと、きちんと裏を取るとか、やはり予習が大事だということを改めて認識しておりますので、やはりこれは、認識の違いがあつてのこの件に関しては大きかったと感じております。

○5番（福永 啓君） 私も、この原因です、一番は原因と再発防止だと思うんですよ。原因が非常に不思議だったんですね。これは本来だったらこうすべきものがあつたとおっしゃいますけれど、果たしてそのときその当時にこうすべきものであつたという認識があつたのかどうか。これは、何か問題だと思うんです。私は、町長がおっしゃるように、恐らく職員の方々は、「いや、これは上げるべきものではない」という認識のもとに上げな

かったということだと思います。

今回も消防積載車総数をはじめ、そういう物品に関しましては、1契約あたりは、総務課長に説明していただきましたね。今1契約あたり、もしくは1事業あたり、これを購入していくことが適当である場合は、それが落札して700万円以上であった場合には、それは御船町としてはきちっと議会に今後上げていくんだということを表明されたものだと思うんですが、そういう理解でよろしいんですか、総務課長。

○総務課長（吉本敏治君） はい、そういうことです。

○議長（田端幸治君） ほかに、福永議員、まだある。

○5番（福永 啓君） はい。そうしましたら、ぜひ今後そのように、これは10年前からなんですけど、10年前からの風習を打ち破って、今回はこのように新たにこうするべきものだというのが決められたということは、これは、この今回の上げられた形、議案とかは、これは大変議会に対してゆゆしき問題だと思いますが、そのことに関しては、これは議会及び町民に対しては、これは一定程度評価するべきものだと私は思います。

○3番（岩永宏介君） 今、福永議員の質問でかなりしっかり考えることができたわけですが、要するに今まで、それから町長の先ほどの答弁でもよくわかったんですが、ずっと平成21年度から見とって、そういう上げる議決案件ではないというか、上げる必要もない、承認を取るべきことでもないという。例えば、1つお尋ねですが、1件単価当たりの、例えば動産の価格が700万円以上でなければ、これは出さなくていいわけですね。ところが、それは合算した場合に、これが2台だから700万円を超えた場合は出す出さないというのは、これはひとつ確認ですが、このあたりの総務課長に答弁お願いしたいんですが、このあたりについては、きちんとした規定はないわけですね。だからそのあたりの。そしてまたかつ、実際判例でも、判例で・・・はある。地裁で出た判決もあれば、対象外でしてないということですよ。それはわからんけんです。わかりませんか。そのあたりを。

○総務課長（吉本敏治君） 基本的には地方自治法がありますので、その地方自治法に基づいて我々は判断しなければならないということになります。動産の契約については1件700万円ということがありますので、その1件のとらえ方を1契約と考えますと、今回は当然議会の議決を経なければならない案件だったということになります。

それから、土地については、先ほど私が申ししたのは、土地についての具体的な明確な基準が示されていないということでありまして、先ほど言いましたように、一人一人に

については、1つの契約を物件としてとらえていきますと、議決案件にはならないんだけど、しかし事業として考えると、その土地全体を考えると、事業が進捗がよくないということになりますと、当然それが全体として考えて、700万円以上の5,000平方メートル以上ととらえるべきではないかという考え方もあるということでもあります。基本的にはそういうことだろうと思います。

○3番（岩永宏介君）　それで、今聞いていて、例えば、これはありますよね、例えば発注を、もうちょっとわかりやすく言うと、この議案書の説明資料の一番古いのが平成21年度か何かがあったと思います。平成21年度の、失礼、平成24年度ですかね、25年度あたりのがあって、御船町の恐竜博物館の備品購入費用というのがあったと思うんですが、備品購入の場合は、例えば福永議員が質問された中に、例えば1人の業者との契約であっても、それを時期をずらして契約するというか、そういうことでそれをするによって、例えば議会の承認を免れるというか、そういうことが大いに考えられるわけです。

だから、そのあたりについて、そういうところをもうちょっときちんと、今後はどうするということは打ち出していきたいという、だからそういうところに立ってやっぱり考えておくべきだろうということを考えますので、今後はどうするという形を打ち出していきたいということです。要望です。

それで、これは違うでしょう。これは別件ですよ。チェック機能が働かなかったと総務課長はおっしゃった。それから、この場合は認識不足と、我々が認識不足だったと言われることは違いますよね。認識不足があったから、今回の件については、認識不足だったからチェック機能は働かんはずですよ。チェック機能は働くはずはないじゃないですか。だから、今回はそういう条例あたりをきちんと理解しなかったということではないですか。

だから、そういうところをきちんとして、今後は今度はチェック機能が働くような形に考えていかにやいかんわけです。そのあたりが違うんです。考え方が、そういうきちんとしたやつを、今話に出てきたことを文書に取りまとめておくとか、それが1点です。

それから、今回の件はチェック機能が働かなかったことなのか、認識不足だったのかというあたりもお願いしたいです。

○総務課長（吉本敏治君）　今回は、こういった過年度分の未議決案件を議案として提出しましたがけれども、これが必要だと我々としては判断したものを上げております。ですから、言えばそれが基準になる、基本になるということだととらえています。

それと、今認識不足とチェック機能という問題もありますけれども、結局一人一人の認識が不足していたからチェック機能が働かなかったということとも言えると思います。本来は職員全体がこのことをやはり認識をしておかなければならなかったと。しかし、誰もそのことを認識していなかったということになります。そういうふうにとらえられても仕方がないと私は思っております。

○3番（岩永宏介君） 結局この新聞です。熊日の6月7日の記事だったと思うんですよ。違うんですか。[「7月」と呼ぶ者あり] 7月ですね、「町村交差点」という部分でよろしいでしょうか。これは6月7日の熊日に「町村交差点」という小さな記事が出たんです。ではなかったんですか。[「・・・」と呼ぶ者あり] それは7月でしょう。[「その前です」と呼ぶ者あり] その前に、そしたら6月7日に町村交差点ということで、熊日の記者が書いているんですが、これだけ町村議会の記事が出るじゃないですか。この部分に最初こういうものが来たですもんね。これは6月7日なんですよ。がなかったと思うんですね。

それで、そこをぜひ読んでほしいんですが、ここに「町村交差点」というコーナーで、「役場職員の職務能力の低下」と書いてあるんです。私はこれを見てから非常にショックを受けたわけです。これは誰が言っているかという、まず、この大津町は、町執行部は原因は法や条例に基づく職務能力の低下やチェック体制が不備と自ら言っているんです。私はこれを見て、うちの例えば役場を考えると、職務能力の低下という点でも、褒めるわけではありませんけれども、以前よりもどんどんそういう能力は高まっていると思っているものですから、非常にショックを受けたんです。こういう記事が出ること自体が、他町のことなんですよけれども、非常にまたこう影響があるなと思ったんです。

だから、このあたりはもう1回読んでいただきたいと、1点です。だから、その点はどうかなんです。私、感想を述べましたけれども、職務能力というか、研修も積まれてきていると思うし、あれだけのお金を使ってですよ。災害前のときに私は1回言いましたけれども、研修費のことで質問もしております。研修費の効果はどうかということも言わせていただいています。

そのあたりで、この記事についてどんなふうに、町長思われますか。いかがですか。

○町長（藤木正幸君） 今言われましたように、よく私も最近では地方自治体においてのやはり低下という問題が出てきています。しかしながら私が感じているところでは、まずどんな研修を受けたいかということで、皆さん方に問います。そのときにたくさんの方が、

一人一人から上がってきます。こんな研修に行きたい、あんな研修に行きたいということで上がってきます。ということは、やはり研修を受けようという気が自らあるという職員が多いなどは感じております。その職員たちを生かすも殺すも上に立つ者次第だと思います。やはりこういったところは、私たちが受け止めていろんなものをしていかなければいけないと思いますし、また、課長たちにおかれましては、やはりそういった知識が上がるペースで、そういった教えをどんどん発信していただきたいと思います。

それと、最近変わったところにおきましては、やはり朝礼のやり方まで変えています。朝礼において、今日何をしなければいけないか、今から何をしなければいけないとか、そういったものを確認作業から入っております。ということで、朝礼が変わるだけでも相当職員は変わってきていると思っておりますので、そういった細かいところまで気を付けながら、職員の指導、そういった研修、そういったもので一人一人の力を出していきたいと思っております。

○3番（岩永宏介君） 先ほどは褒めたといいますか、そういう発言をしたわけですが、関連で見ると、そのあたりを例えば今後再発防止で取り組もうとされると思いますが、あいまいな部分が非常に多かったわけです。だからそこをきちんと今度は研修する際に文書で、申し合わせ事項みたいな形でまとめてほしいと思います。そしてやってほしいんですが、これは、こういう15件も一括して上がってくるということ自体が、そこを職務能力の低下ととらえるのかいろいろありますが、考えて見ると非常にこれは深刻な問題ですよ。ゆゆしき問題だろうと思います。

といいますのは、議会の機能というのはどういうことか考えておられるか、いつも私は言っているんですが、チェック機能だろうと思うんですよ、一番はです。だから、議会の本数、いろんな権限の中で、その議会が議決する機会も与えなかったということですよ、早く言えば。私たちがチェックもできないような形に、やはりそういう形にしたということは、もうものすごく深刻なことだなと思います。

出てこないことには、情報がきちんと提供されないことには私たちは、この議会の最大の本質的な、基本的な機能・権利をやはり発揮することができないというのは、非常に深刻な問題だろうと思います。そのあたりはやっぱり更正といいますか、強い反省を促したいと私は思います。

○副町長（本田安洋君） 私から1つだけ皆さん方に、まあお詫びまで、それから皆さん方に

申し上げておきたいと思います。

ということは、今回の問題はやはり私はみんながそういう認識が不足しとったと。やはり長年物品にしては700万円だと、それから工事に対しては4,000万円以上はかけなければならないとか、あるいはまた土地を購入するときは700万円ですか、それから5,000平方メートルという形に、私たち以前の議会のときからみんなそう思ってやってきましたものだから、またそのことがやっぱり長年それが続いておったというのが私たちの考え方で、大変それは申し訳なかったと思います。

そういう中で、先ほどから言われているように、そのことを私たちは襟を正さなければならないということで、今回は後で出しておりますけれども、それは責任をとらなければならないと。それからそのときの担当課長、それに対しても処罰をすると、あるいはまたそのときの係長に対しても厳重注意をするということを、今日の2時から、そういうふう考えているわけでございます。

そういうことで、これは私は議会の皆さん方もそのことを知っておったなら、それを予算は1回は全部出しておるわけですから、これは議会に問う案件じゃないんですかと、議会にかけなければならない案件ではないんですかと言ってもらうなら、私たちはまたそれに早く気付くつもりだったんです。そこはみんなが、私はそういう形だったから、何も議会でも出てこなかった。そういうふうに思います。

だから、それはみんな長年、私たちが今までやってきた、これが当たり前だということが私は一番だったと思います。だから、今後はやはりお互いにそのことを共有しながら、今後はそういうことが、ぜひ、絶対ないように私たちも気を付けていきたいと思います。また、皆さん方もそういう気持ちで、ここでわかったと思いますので、そういう問題が出たときは、私たちが忘れておったときは、「それは議会案件でしょう」と、皆さん方から今度は言っていただきたいと。そのこともお願いしておきたいと思います。

○2番（森田優二君） この案件は、先ほど出ましたけれども、大津町のこういうのがあって、いるよという新聞記事を見て、その後の全員協議会で私が御船町は大丈夫かということを質問したわけですが、質問した時点で、もうこの記事を見て、御船町は調査に入ったということを聞きました。そういうところは評価したいなと思います。ただ15件あったということで、それは残念ですが、それともう1つはチェック体制、ここらあたりがどうしても機能しなかったと。今副町長が言われるように、議会としてのチェック体制

はどうだったろうかと考えると、やっぱり議会としてもそこらあたり反省するべきところはあるのではないかと思います。

また、監査においても、ここらあたりのことは聞き取りあたりでもわからなかったということになりますので、監査委員の1人は議会代表の方でもあります。そういったことを含めて、やはりお互いに反省しながら、今後そういったことが起きないようにするにはどうしたらいいかというのが、私も一番だとは思いますが。

それともう1つ、先ほど総務課長から研修会の話が出ておりますけれども、その中で、私は、毎年コンプライアンス研修会をやっているかということで見ますけれども、民間ではこれは絶対やらなければならない1つとしているものです。役場あたりは、自治法ではこれはないんですかね。お尋ねですけれども。

○総務課長（吉本敏治君） 研修についての具体的な規定は、自治法ではなくて地方公務員法上に記載をされています。39条だったと思いますけれども、その中で、研修の機会を当然与えなければならないということになっています。ですから、研修については、もちろん中央研修、アカデミーとか自治大学とか、そういったところからも研修の案内は来ております。ただし、かなりの予算を伴ったりすることもありますので、そういったことは今後も続けていきたいと、研修についてはそういうふうに思っています。

○2番（森田優二君） これは、民間は基本的な研修なんですよ、コンプライアンス研修会というのは。要するに、法令遵守、いろんな法令がありますけれども、それを守るといふことの研修会です。そういった意味、これで弁護士あたりを呼んで研修会をすれば若干費用はかかるとは思いますけれども、役場の場合は顧問弁護士もおります。法令遵守といふことのコンプライアンス研修会、これはぜひともやるべきではないだろうかと思えます。

結局、リスクマネジメントとか危機管理、これは後の問題と思うんです。だから、問題を起こさない、今後問題を起こさないための、要するに法令遵守といふことの研修会はぜひともやってほしいと思います。

ここらあたり、どういうふう考えておるか、お願いします。

○総務課長（吉本敏治君） 昨年と同じような質疑があられたと思います。まだ具体的には法令遵守、コンプライアンスに関する研修というものは、多少具体的にはプランになかったと思います。ぜひ今後は、また補正予算のときをお願いするかもしれませんが、そういったところに今後予算が獲得できれば積極的にやっていきたいと思っています。

○2番（森田優二君）　　そういうことで、やはり今後は、起きてしまったことはもう仕方ない
　　と思いますけれども、やっぱり今後の対応策、そういったことをお互いに議会も一緒に考
　　えながら、あとはいかにチェックしていくのか、そこが一番問題だと思いますので、そこ
　　らあたりを含めて、一緒に考えていかなければならないんじゃないかと思います。

○議長（田端幸治君）　　質疑なしと認めます。

　　討論を行います。討論はありませんか。

　　〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君）　　討論なしと認めます。

　　これから、議案第22号、「財産の取得について」の件を採決します。

　　お諮りします。

　　本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

　　〔賛成者　起立〕

○議長（田端幸治君）　　起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

　　日程第4、議案第23号、「工事請負契約の締結について」の件を議題とします。

　　質疑を行います。質疑はありませんか。

○5番（福永　啓君）　　これは全く同じ未決案件で、性質の違うものだと思っております。九
　　州縦貫道ですね。これは疑問があつて、道路に関しても。これっていうのは、まずお聞き
　　したいんですが、入札上、事業者との工事契約、これは町が結んでいないということによ
　　ろしいんですね。

○建設課長（野口壮一君）　　今議員がおっしゃったように、諸手続きについては、すべて国に
　　委託をしているということになります。

○5番（福永　啓君）　　例えば国道を建設する際なんです、これも工事主体か何から国がや
　　ります。しかし地元負担金というのが発生しますよね、多くの場合が。私どもはこの工事
　　につきましても、地元負担金が発生していると、全部国があればやるもんだと。しかしこ
　　こに関しては、御船町から要望してインターチェンジを付けてもらったものだから、地元
　　負担金が発生するというような説明を以前は・・ありましたけれども、私が議員になる前
　　の委員会での話じゃないかなと。そういう説明が行われていました。

　　それでしたら、なぜそれが委託とか、この予定金額は5,000万円以下の4,000万円という
　　のは、御船町独自なんです、このほかに公営工事または県との確認契約を議会の議決を

経諮らなければならない、これに当たってしまうのかというのがよくわからないんですが。
そのあたりの説明をお願いします。

○建設課長（野口壮一君） まず、今回のこの案件については、議員からも言われたように、御船町から九州中央自動車道に連結をさせてくださいという、連結申請から始まって、熊本県を含む国交省・県それから御船町で協定書を取り交わしております。その中で、この協定書の中に、国に受委託ができますよという規定があります。この規定によって、今資料で出しておりますので、受託工事の契約書の写しを付けております。この中で、今議員が言われたように負担をしていくということで、今回中央自動車道の建設に伴って、国からすると御船町自体が事業主体として、御船町が本来造っていかなければならないところなんですけど、そこを国にお願いをして、一緒に工事をお願いして進めてきたわけなんです。これは地方財政法の規定の中で、本来地方公共団体が実施しなければならないところを、国が行った場合には、本来地方公共団体が負担金として支出するものとするという規定がございます。

しかし、この中で、道路の扱いというのが、国土交通大臣が指定する主要な都道府県道もしくは市道の整備ということで、町道というのは実際掲げられておりません。ですから、今回も今言いました地方財政法の規定にのらないものの提供をお願いするものですから、そのところを、委託から受託工事の契約によって国にお願いをしていたと。町としては、この受託工事ですので、委託料で予算を組んで国に最終的にお支払いをしていると。

同じことが、山都町にも北中島インターでもあっているんですけど、山都町にも確認したら、同じような手続きが踏まえていたというのを確認しております。

○5番（福永 啓君） そこなんですけど、今おっしゃった大体の流れはわかりました。市の場合は、国が管理を所管できますよね。だから、そうしますと、ある意味、これは町の判断次第で、これは出さなくていいんだと、これは負担金的扱いをして、契約として、そもそも未議決案件なんだという判断することは、もう可能なんじゃないかな。

○建設課長（野口壮一君） 今回の議案についても、町も委託費として支出をしたということで、議会に出さなかったということがあるんです。やはり省令の扱いでいけば、やはり物の正当化法ということで、こういう物を築造していただくということについて、議案として認識がなかったということでもあります。

今後についても、こういう事案が出れば、まず扱いで、今後進めていきたいと思ってい

ます。

○5番（福永 啓君） これは、御船町は非常に正しい判断だったと思います。逆に考えれば、悪く考えたといえ、これはそういっても委託なんだと。だから、これは未決案件で構わないんだと。だから、議会に本来、そういう事実関係がわかった後でも、そういう理屈付けすら可能な案件じゃないかと思うんです。

おそらく、さっきちょっとおっしゃいましたが、山都とかです。山都町だけに限らないと思います。同じような工事をやっているのは、日本全国にたくさんあると思いますよ。それが、すべて議会で承認案件になっているかといえ、なっていないところが大きいんじゃないかと思うんですが、その際は建設課長、いかがなされるんですか。

○建設課長（野口壮一君） 重複しますが、やはり地方自治法の解釈からいけば、委託であろうが、やはり内容的に委託内容が物の製造加工に、類になるものであれば、本来は出すべきであると思います。他の自治体の取り扱いについては、ちょっとコメントは差し控えさせていただきます。

○5番（福永 啓君） 今回、このような、本来これが、私も最初にお聞きしていたときにちょっとびっくりしたんですね。ポンプ場とか何かと全く一緒と私たちは説明を受けておりました、昔から。負担金なんだと。だから、こういう工事が議決案件に当たるということを知らなかったんです。当たらないと思っていました。

今回そういう説明を受けて、御船町としては今後このような議決案件、このような件についても議決案件として上げると。これは解釈として正しい解釈だと思います。今回非常に、大変これをすごい、さっき岩永議員がおっしゃったけど、議決案件を議決するせんの前に、それを議場に出さなかったという、ここはゆゆしき問題なんですよ。だから、それと同時に、このように私たちの認識不足も出てきました。そして、その中において、判断です、それを議決案件にすると行っていただいた。今後はそれは出てくるわけなんです。それについては、非常に議会としてもきちっとそれに対して判断ができるわけですし、これについては評価していきたいと思います。

○3番（岩永宏介君） そのあたりをもうちょっとやっぱり、課長は最初はその何か、最初から未決案件でもいいという判断をしたく、あるいは負担金、そういうところからは当初はやはり議決は要らないと考えていたと思うんです。だから、そのあたりを通すと、ある意味それは、検討すればあるような気もするんですが、ただ、やはり地方自治法の96条の第

1 項の 5 号でしょう。だから、そのあたりにかかわることだから、私は契約ということで、それはやっぱり未決案件と思うんですが。ただそのあたりをきちんと明確に、今度課長もまた替わられたりするわけですので、きちんとして、こういう考え方に立ってというか、そのあたりが専門家も含めて、やはり議決案件と確認しておく必要が、私はあると思うんですが、いかがでしょうか。

○建設課長（野口壮一君） 先ほどから議員の皆さんから、やはり再発防止に向けた体制をどう構築していくかという意見をいただいているわけですが、やはり建設課としても、今の災害の工事関係で、契約が多岐にわたっております。これは個人的な視点なんですけど、やはり担当職員が契約行為を起こす段階で、これが議決案件なのかどうなのかというのを、最初の起案の段階から、その起案書の中に書き込ませるとか、そういう対応をして、こういう漏れがないようなものにしていきたいと思っております。

○議長（田端幸治君） よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、議案第23号、「工事請負契約の締結について」の件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第24号、「工事請負変更契約の締結について」の件を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、議案第24号、「工事請負変更契約の締結について」の件を採決します。
お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第25号、「工事請負変更契約の締結について」の件を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、議案第25号、「工事請負変更契約の締結について」の件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第26号、「工事請負変更契約の締結について」の件を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、議案第26号、「工事請負変更契約の締結について」の件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 8、議案第27号、「工事請負変更契約の締結について」の件を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、議案第27号、「工事請負変更契約の締結について」の件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 9、議案第28号、「財産の取得について」の件を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、議案第28号、「財産の取得について」の件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第29号、「工事請負変更契約の締結について」の件を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、議案第29号、「工事請負変更契約の締結について」の件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第30号、「工事請負変更契約の締結について」の件を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、議案第30号、「工事請負変更契約の締結について」の件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第31号、「財産の取得について」の件を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、議案第31号、「財産の取得について」の件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第32号、「財産の取得について」の件を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、議案第32号、「財産の取得について」の件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第33号、「財産の取得にかかる変更について」の件を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○3番（岩永宏介君） 議案第33号のところの変更内容なんですが、地方自治体が取得する場合は、購入車両の自動車取得税の対象とならないことが判明したためとありますが、これは私はよくわからないわけですが、今までにも町で取得した、購入された車両というのはあると思うんですが、そのときはこれはどうなっていたんですか。取得税は払ってなかったんですか。そのときは払ってなくて、ここだけが見逃したということですか。そのあたりの説明をお願いしたいと思います。

○総務課長（吉本敏治君） 地方公共団体が使用するために車両を購入する場合には、この自動車取得税は非課税となっています。ですから、この給食センターで使う車のため、車だけが引かせてもらっているということではありません。それから、例えば普通車も軽乗用車もありますけれども、基本的に地方公共団体等が使用する車については、自動車税や軽自動車税も非課税となっております。

○学校教育課学校教育係長（西本和美君） この入札にかかりまして、3社から見積書を取っておりますが、会社から出された見積書の中に自動車税が書かれておりました。それと、

私たちも要らないものということは、そのとき認識できませんで、実際に登録なさるときに必要なかったという申し出がありましたので、その分を減額しております。

○議長（田端幸治君） よろしいですか。

○3番（岩永宏介君） はい。

○議長（田端幸治君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、議案第33号、「財産の取得にかかる変更について」の件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第34号、「財産の取得について」の件を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、議案第34号、「財産の取得について」の件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第35号、「財産の取得にかかる変更について」の件を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、議案第35号、「財産の取得にかかる変更について」の件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第36号、「財産の取得について」の件を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○6番（田上 忍君） ここで出ている役場移動局無線機3基37台という、これはどういうものでどこが使うものですか。

○総務課長（吉本敏治君） これは、移動局ですので、移動しながら使うということになります。したがって、情報なんか持っているのは積載車に積んで移動しながらでも無線ができるということで、移動局扱いということにしております。

○議長（田端幸治君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、議案第36号、「財産の取得について」の件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ここで、午後１時まで休憩にしたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） はい。では、午後１時より再開をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11 時 52 分 休 憩

午後 1 時 00 分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（田端幸治君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第18 議案第37号 財産の取得について

○議長（田端幸治君） 日程第18、議案第37号、「財産の取得について」の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（藤木正幸君） 議案第37号、財産の取得について。小型動力ポンプ積載車について次のとおり財産を取得する。

提案理由。動産の買入れについては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

○総務課長（吉本敏治君） 議案第37号、18ページについて、少し説明を加えさせていただきます。

まず、今回の備品名ですけれども、小型動力ポンプ積載車2台です。納入場所は大字御船地内。購入金額は613万5,156円です。契約の相手方につきましては、熊本市北区、株式会社カノン熊本支店であります。

○議長（田端幸治君） これをもって提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○11番（沖 徹信君） 動力の大きさにもよるかもしれませんが、同じ2台買って、今度の場合には入札の方法でも違ったかもしれませんが、130万円違うわけです。その説明をお願いします。

○総務課長（吉本敏治君） まず今回議案として提出していますのは、小型動力ポンプ、通常の積載車2台です。この議案の、96条に定めてありますが、議案として提出すべき条件が、

これは契約金額ではありませんで、あくまでも予定価格が幾らかということで議決案件となるかならないかという判断になります。

この2台分につきまして、予定価格としまして約770万円ほど予定しておりました。しかし、入札によりまして、その予定価格に対して約8割程度で入札をいただいたということで、同じものを購入しているわけですがけれども、結果的には金額が安くなったということとであります。

○11番（沖 徹信君） ということは、160万円安くなったということですよ、大体。それは、当初の見積もりがおかしかったとしか思えんわけです。そんなに安くなるほどしなら、一番から見積もりを下げておかんと。そがんだらう。当初の見積もりの算出というのはどぎゃんしてやったの。

○総務課長（吉本敏治君） これまでも積載車を購入しておりますけれども、その際の価格ももちろん参考にしておりますけれども、未決議案件でいたしましたように、ほとんどが700万円を超えております。1台当たりが370～380万円ほどかかっております。そのことから、予定価格としてはその程度を予定したということです。ただし、ほかの数社を指名したわけですがけれども、ほかの業者につきましては、ほぼ700万円、予定価格に近い数字ということになっております。

○11番（沖 徹信君） 今、消防団の統廃合もしくは班の統廃合、そこら辺を考えているときに、これだけを毎年購入している。そして、この前操法用に4台購入している。その4台の操法用のポンプはどこに配置したわけですか、4台。

○総務課長（吉本敏治君） すみません、ポンプ4台分については、ちょっと明細書等詳細な資料を持っておりませんので、後ほど報告をさせていただきます。

○11番（沖 徹信君） それでは、操法用に4台買う必要があったのですか。操法に出るのは、2チームでしょう。これは操法というのは、郡大もしくは県大に出場するために買ってあるわけでしょう。それでも何で4台買ったのかということです。

○総務課長（吉本敏治君） これは、記憶しておりますのは、分団からの要望があつておりました。操法用にポンプをぜひ購入したいというのが、分団からの要望に上がっていたのは記憶しております。

○11番（沖 徹信君） それではお尋ねしますけれども、分団から要望があつたときに、操法用のポンプ車を買ってくれと言うたときに買ってやるということは、操法に出る資格の統



一性がなくなるわけですよ。同じ、片一方は操法用の器具です。片一方は消火用の、通常の操法ですと、そこら辺の差が生まれると思いますが、そこらはどういうふうに思っておられるわけですか。

○総務課長（吉本敏治君） 操法、郡大会、県大会ありますけれども、事前に操法に対する打ち合わせがあります。その中で、使用する機器等も話し合いの中で定められていますし、ホースについてもそうです。そういった中で、上益城郡内等で、あるいは御船町で統一した見解のもとに、その使用機器を定めているという状況であります。

○11番（沖 徹信君） それでは、今年は3分団が出なかった。そういうことで、8分団、そこに格差が出るということですよ。格差を執行部が作っていると取られても仕方がないわけですね。4台を買って、あとの4台は普通のでやりなさいということでしょう。違いますか。

○総務課長（吉本敏治君） 小型ポンプについては、操法競技用というものがありますけれども、それが有利であるということは団員の皆さんも十分承知しておられると思います。操法用のポンプを購入したところ、そうでないところもちろんありますけれども、分団の中等で使用する操法に出るところが、他の班から借りて、それを使って現在操法に出場しているという状況もあります。

○11番（沖 徹信君） それでは、8分団操法に出る分団、すべての分団に操法用のポンプがあるということですか。それでない、ほかの班から借りて使われないでしょう。

○総務課長（吉本敏治君） 現段階では、3分団が出ておりませんので、1分団2班ありますので、16班が出ることになりますけれども、すべては操法用のポンプを使っているかどうか、ちょっとそこまでは私も確認をしております。

○11番（沖 徹信君） 操法用のポンプを使っているか、確認できませんと、それは操法用のポンプがある分団は操法用のポンプを使いますよ、そのほうが有利ですから。だから、そういうことをしているということはおかしいということです。操法用のポンプを2台町が保有して、操法大会が終わって、郡大会に出る2班に対しては2つの分団です。そこに貸し与えるならいいですよ。その中から、そういうことをしておるなら、格差を執行部が作っているということですよ。違いますか。

○総務課長（吉本敏治君） 今、町の大会を行って、それから郡の大会、そして県の大会がありますけれども、郡の大会でも県の大会でも、たしか御船であったと思いますので、その

関係もあって、分団から操法用の小型ポンプを導入してほしいという要望があっているのもありますので、そういったことはできるだけ消防団の意思を酌んで購入をしているという実態はあります。

○11番（沖 徹信君） いや、私が質問していることと課長の答弁は違うわけです。御船の大会で1位と2位になったところに操法用のポンプを貸し与えて郡大会・県大会に行くなら何の問題はない。そこは言わないわけです。8チーム出るのに、普通のところは普通の消防ポンプで出る。片一方は操法のポンプで出るということは、そこにハンディがあるわけです。そこをどう考えているかということを尋ねているわけです。

○総務課長（吉本敏治君） 両方のポンプがあるというのは各分団でも十分承知をしておられます。その中で、操法に出るために会議を行います。分団長を集めてです。その中で、その条件を決めていきますので、そこはちょっと分団にお任せしているという状況であります。

○11番（沖 徹信君） そしたら、操法用のポンプを買ってそこに与えた場合、その班には消防用のポンプはあるわけです。だから、2台運用するということになるわけですか。

○総務課長（吉本敏治君） いや、決して2台ということではありません。

○11番（沖 徹信君） それなら、今まで消防用の、消火用のポンプはどうするんですか。

○総務課長（吉本敏治君） 今まで取り替えるためのポンプを今町長車の横の倉庫の横に置いている部分もあります。いずれもちろん処分はしなければなりませんけれども、使える部分があったら使いたいと思っておりますけれども、基本的には耐用年数を考慮して入れ替えをしておりますので、基本的には多分処分をするという格好になります。

○11番（沖 徹信君） 言いたいのは、もう自分たちのところの積載車というのは買い替えの時期が来ていると、しかし順番が来ないから、まだうちは買い替えられんのですよという班もあるわけです。そういう中で、操法用のところはまだ十分使えるようなところにポンプはあって、そのポンプは持ってきて町長車の倉庫に入れてある。そういうことでどうしますか。そうでしょう。そのポンプが使えないなら買い替えにゃん。しかしそういう管理は、持ってくる前に、もう古いけれども、おたくのポンプを買い替えるまでにはまだ順番があります。さしおりこのポンプはおたくがはめているポンプよりもいいですから、これにしてくださいと言うて、一番古いポンプを町長車の車庫に持ってきてとくなら話はわかる。そういうことはしないでどうしますか。

今度のここの議会の分はどこどこに配備する予定なんですか。

○総務課長（吉本敏治君） 今回の2台につきましては、9分団の3班と4班に配備する予定  
です。

○11番（沖 徹信君） それは十分に耐用年数は過ぎているわけですね。過ぎているわけ  
です。

○総務課長（吉本敏治君） 積載車は当分の耐用年数を考慮して導入しております。

○11番（沖 徹信君） ということは、そこよりも古い積載車ポンプはないわけですね。古い  
順番から更新していくわけでしょう。ということは、どこよりも古い何はないということ  
ですね。

○総務課長（吉本敏治君） 詳細には私も記憶しておりませんが、たしか15年経過した  
ものを更新の対象としておったかと思います。

○11番（沖 徹信君） 15年過ぎたとか何かではなくて、そこよりも古いのはないですねとい  
う意味。

○総務課長（吉本敏治君） ちょうど各分団・各班の詳細なものは今ここに持ち合わせており  
ませんので、即答はできません。

○11番（沖 徹信君） それは導入するときに、これが一番古いからという何はわかっている  
わけですよ。それが各分団、各班、そこら辺は、うちの分団はここが一番古いから、もう  
新しいのまで回ってくるまではという感じで、もうちょっと我慢してはいよという形でや  
っていくわけですから、古いのから順番にやっていけば、そこが入りよるならば、それと  
より以上はないと言い切れるような、そこら辺の把握はしとってもらわにゃ困る。

それから、操法用のポンプは御船町には何台ありますか。

○総務課長（吉本敏治君） それもここに資料を持ち合わせておりません。

○11番（沖 徹信君） そしたらもう、休憩してでも、それを回答していただかないと、次の  
質問に移られません。

○議長（田端幸治君） ほかに関連の質疑はありませんか。

○2番（森田優二君） 今度の2台のポンプは操法用のポンプになるんですか。

○総務課長（吉本敏治君） これは、財産の取得は今回は小型動力ポンプ積載車です。積載車  
の分の購入です。

○2番（森田優二君） 積載車のみ、ポンプ付きではなくて。

○総務課長（吉本敏治君）　そういうことです。

○11番（沖　徹信君）　それでは、役場の女性消防隊にもポンプを常備すると、この前言われたでしょう。それにはいつ買われるわけですか。

○総務課長（吉本敏治君）　これについては、入札の準備をしております。

○11番（沖　徹信君）　それこそ、入札の準備じゃなくて、下取りしてきた車両というたらいかんけれども、今度買い替えるポンプで十分じゃないですか。女性消防隊が火災現場に行くことがありますか。それは、・・のポンプの古いので、こういう操作の方法を勉強するものであって、それで十分ですよ。新しいポンプを買う必要はありませんよ。

そして、本当に女性消防隊が火災現場に行くことがあると考えていらっしゃいますか。

○総務課長（吉本敏治君）　役場の女性消防隊では火災現場に出動することは私もないとは考えておりますけれども、ただそういう意識を持ってもらうということと、女性消防隊用に購入する予定のポンプは馬力の低いやつというのがあります。ですからホースも若干変わってきますので、まずはそういった訓練と意識づけ、そういったものを行っていきたいと考えております。

○11番（沖　徹信君）　女性消防隊だったら、予防消防に徹してもらえばいいんですよ、予防消防に。それから、消防団の行事の中の補佐役、そこら辺をしてもらうとに、新しいポンプを買ってやる必要は、私はないと思いますけれどもね。訓練用のだったら古いポンプ、そこら辺で十分指導はできると思います。そこら辺の指導は誰がされるのですか。

○総務課長（吉本敏治君）　これは職員及び消防団5人協力をいただこうかと思っております。

○11番（沖　徹信君）　まして、町では今予算というか、財政が厳しい中で、何を削ろう何を削ろうと、予算ヒアリングのときには今年は何%カットと、それを公然と言われるでしょう。そこら辺のところはやはり自分たちはそこら辺は一番把握しとかにやいかん立場でしょう。そこら辺の人が、何この分はよかと、それではいかんですよ。辛抱できるものは辛抱して、それで訓練ができないんだったらそれは買わなんですよ。しかし、訓練ができるなら、無理に新しいのを買う必要も何もない。新しいのを買ったら、それを入れる倉庫が必要です。震災上がりにも早目に早目に格納庫は造ってくれと、まだ何カ所とあるでしょう。何カ所完成したところがありますか。そんなにできてないでしょう。そっちを優先的にやってもらいたいんですよ。どうですか。

○総務課長（吉本敏治君）　もちろん財政面のことは考慮して、今回購入しますのは、原則100%

補助で、助成金で購入するようにはしております。ですから、できるだけ一般財源は使わないで済むという格好にはなっています。もちろん、震災を受けて、被害を受けているところもありますので、そこも十分こっちから財務の範囲内で対応していきたいとは考えているところです。

○11番（沖 徹信君） これはポンプ購入とは別になりますけど、それでは分団の統廃合、班の統廃合、そこら辺はどのくらい進んでいますか。もう何年も前から言いよるわけでしょう。

○総務課長（吉本敏治君） これは当然消防団すべてが対象になることでありますので、消防団なおかつ地元の区長、そういった方々の協力も必要ですし、その前にまずは消防団、各分団にどういう、既に合班したところとかもありますけれども、どういう進め方がいいのか、これは消防団に、分団にはこちらから投げかけてはおります。ただ、地元からはなかなかもちろん上がってきませんけれども、いろんな方々の知恵を拝借しながら、どういった格好で進めた方がいいのか、それはまたこれからの課題、今までもそうだったかもしれませんが、これからも各種の課題の1つであると認識しております。

○11番（沖 徹信君） こういうのはタイミングでしかんとできんですよ。何年前からこういう、呼び掛けてやります、分団長会議とかに諮ってしますと、このことを諮って何回このような会議をされましたか。

○総務課長（吉本敏治君） 詳細には私も記憶しておりません。

○11番（沖 徹信君） 詳細には記憶しておりませんで、それはそうかもしれませんが、大体何回ぐらいそういう会議をしたというのは、いつどこでしたということは、そこまで聞きませんが、何回ぐらい会議しましたとか、そこら辺も記憶はありませんか。

○総務課長（吉本敏治君） 正確ではありませんけれども、統廃合については分団長会議等で2回ほどやったと思っております。

○11番（沖 徹信君） 2回ほどやって、その結果を踏まえて、前に向いて進んでいかなくては、いつまでも進まんですよ。いつ頃まで統廃合というのは、やりたいという気持ちはあるんですか。

○総務課長（吉本敏治君） あくまでも団長以下分団長、団員、その気持ちを優先に考えていきたいとは思っているところです。

○11番（沖 徹信君） 山間部等は団員に聞かなければならないところもある。しかし行政が

ある程度リーダーシップをとってしていかなら、それは大変なことになりますよ。機械の格納倉庫はあるけれども動かない。そういうところが今もありはしませんか。団員が不足で機械が動かないと。どうですか。

○総務課長（吉本敏治君） まだ積載車を動かさないというところは聞いておりませんが、やはり1人で消防車の点検を行っているというところはあるように聞いております。

○11番（沖 徹信君） やはり団員というのは、団員の報酬を上げろとは言いませんけれども、それは団員報酬をもらうよりも消防団員にかたっとらんほうが、気楽ですよ。しかし、そういう入っている人は、地元のためと思ってやるわけですから、消防団員が動きやすいように、また地域のために貢献できているんだという自負してもらうためには、団員の負担を軽減するような方法を実際とってやらんと、やっぱりまとまりませんよ。だから、もう思うたときには、もうそれ以上団員が少なくなるなら山間部は運営できませんよ。だから、分団長、団長、そこら辺と話し合いながら、やはりどうですか、どうですかと、そこら辺までやってから統廃合やってもらわないと、私は消防団員はますます団員の入り手はなくなると思いますよ。

○8番（池田浩二君） これは契約の相手方です。これは今回は積載車と答えられましたけれども、これはディーラーではないと思うとばってん、ここはどういう会社ですか。

○総務課長（吉本敏治君） 株式会社カノン熊本支店につきましては、指名審査も、願いももちろん出ておりますし、中身も確認しております。車両を購入して、艤装をしていただきます。消防車の対応の機械ですとかいろんな造作してもらったりとか、そういう資格のある会社ということで指名しております。

○8番（池田浩二君） そしたら、さっきの議案の22号も同じですけど、ディーラーではないわけですか。

○総務課長（吉本敏治君） 車両本体を持っているところという意味になるかと思いますが、その本体、消防積載車に作り替える必要がありますので、そういった技術を持っているところということになります。

○8番（池田浩二君） そしたら、消防車両は、これは改造せんといかんということですか。

○総務課長（吉本敏治君） ベースとなる車両に手を加えて、今のような積載車に改造していくということになります。

○8番（池田浩二君） そしたら、これはボディ屋ですかね。

○総務課長（吉本敏治君） 消防積載車についても、当然法令を遵守しなければならない、法令に基づいた積載車を作らなければならないとなっていると思いますので、それに基づいて改造を行っているということになるかと思います。

○8番（池田浩二君） だから、ディーラーもできると思うとですね。ディーラー自身も作らにゃんとですよ。ディーラーが例えばボディ会社、ディーラーは全部ボディ会社とか協力会社は持っていると思うとです。どうして、ディーラーではなくて、これはボディ屋かなと思うたもんだけですね。

○総務課長（吉本敏治君） この物品の納入については、物品の納入に係る指名願いを受け付けております。ディーラーからはそういった申し出はないということになります。

○議長（田端幸治君） よろしいですか。

○8番（池田浩二君） はい、よかです。

○2番（森田優二君） 先ほどのポンプ車の話ですけれども、これは車だけということになれば、ポンプは以前あったのを積むとか、そこらあたりはどういうふうにやっておられますか。

○総務課長（吉本敏治君） はい、そうです。今持っているものをこの積載車に積み込むということになります。

○2番（森田優二君） 先ほど沖議員から操法用の4台のこれはどうなっているかという質問が出ております。これは調べて来たんでしょう。

○議長（田端幸治君） 今、まだ資料はできておりませんので。

○2番（森田優二君） これはちょっと関連があるとですけれども。これは、平成29年2月ということで、平成28年度の予算執行になっているかと思います。私が去年、平成29年度でちょっと消防関係一般質問しましたけれども、操法用ポンプ、今まででほとんどがこちらを購入したような話を聞いておりました。その中で、何台か故障したという、現場で故障したという話を聞いております。

一般質問については、やはり現場は現場用の、操法は操法用、特に操法は、先ほど沖議員も言われたように、郡大会、県大会、要するに郡大会で2班の出場になりますので、何台か役場で管理したらどうだろうかという話をしたかと思います。そういったことで、たまたま1年遅れで私も質問しておりますので何とも言えないところもあるんですけれども、情報的には操法用のポンプ、これは現場では特に連結した場合などに故障しやすいという

のが出ているようです。そういったことを含めて、消防団から希望があったからというて  
操法用に買い替えたのもいかなものかと思うんですけれども、やはりそこらあたりは、  
町の管理下においてきちんとしてほしい。

それと、もう1つは消防団の編成、先ほど沖議員からも出ました。私もちょっと話をし  
たところですが、消防団自体が自治体消防団になっていると思います。消防法の改  
正もあっております。そういったことを考えると、やはり装備とか何とかかなりよく計画  
をされて、最近はなってきたておりますけれども、消防団の団の編成、班の編成については、  
これはやはり自治体消防団ということは自治体がもうちょっと指導的な立場でしていかな  
いと、極端に言えば水越は1班しかありません。七滝も2班だったですか。班がかなり減  
ってきております。やはりそれを考えると、早急にこれは対応すべき問題だと思います。

そこらあたりを含めて、やはりもうちょっと自治体が動くべき問題ではなかろうかと思  
いますけれども、いかがでしょうか。

○総務課長(吉本敏治君) 沖議員からも森田議員からもそういった御指摘がありましたので、  
団長ともよくお話をしながら、今後の展望については話し合いをしていきたいと思ひます。

○2番(森田優二君) この話は消防団からも話は出ているように、私は聞いております。そ  
ういったところをもう1回、役場も消防団と団長を含めた、そういった三役の方ともきち  
っと話をしてやってもらわないと、今後ますます団員が減るような結果になってくるので  
はないだろうかと思ひております。

そういったあれは、4台の件はまだどこに配備してあるかは出てこないんですかね。

○議長(田端幸治君) 先ほどの沖議員の質疑の中で資料要求がございました。まだ整ってお  
りませんので、ここで暫時休憩を取りたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○11番(沖 徹信君) その前にちょっと1ついいですか。

○議長(田端幸治君) 沖議員。

○11番(沖 徹信君) さっき総務課長の答弁の中で、今積載車が動かないというところはない  
と思ひますという答弁がありましたけれども、水越の場合に、積載車は何台ありますか。  
今、水越の場合には、団員は少ないけれども、一応2班はあるわけでしょう。2つの班は。  
前3班あったのが、2つの班になっていると思ひます。そういう中で詰所は2カ所になっ  
ているんでしょうか、3カ所そのままあるんでしょうか。積載車も2台と考えると。

○総務課長(吉本敏治君) それも併せて確認をさせていただきたいと思ひます。



○議長（田端幸治君） それではこれで暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 1 時 3 5 分 休 憩

午後 1 時 5 0 分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（田端幸治君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

なお、消防団の組織等につきましては、議案第42号、御船町地域防災計画の一部改正の議案がございますので、そちらで再度質疑をお願いしたいと思います。

まずは、先ほど沖議員の質疑に関しまして、執行部より回答をお願いいたします。

○総務課長（吉本敏治君） まずお断りをしておきます。

今日、消防の担当が年休で休んでおりまして、詳細なことがわからない部分があります。まず判明した部分からお答えをしたいと思います。

今回導入します消防積載車、9の3、9の4と申し上げました。これは間違いありません。それから、経過年数について、9の3が27年経過、9の4が25年経過で最も長い経過年数ということで、今回入れ替えを行うということにしております。

それから、3分団についてのお尋ねがありました。現在1つが自衛消防隊として動いております。あと2つ、3分団が2班、3分団の3班とあります。もちろんここにも積載車は配備してありますけれども、いろんな行事の際には団員の不足がありますので、どうしても車2台を同時に動かせないという状況もあります。したがって、出初め式ですとか、通常点検の際には分団で集まって、車1台で・・・行くという状況でもあります。

それから、4台をどこに配布したかが、まだ詳細にはわかっていませんので。

すみません、4台分が判明しましたので説明いたします。小型動力ポンプ4台購入したのは、8の4の甘木、7の4の北木倉、4の1の東上野、8の2の上高野、こちらの4班に配置をしています。

○議長（田端幸治君） ただ今総務課長から答弁がございました。何かございますか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、議案第37号、「財産の取得について」の件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 議案第38号 工事請負変更契約の締結について

○議長（田端幸治君） 日程第19、議案第38号、「工事請負変更契約の締結について」の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（藤木正幸君） 議案第38号、工事請負変更契約の締結について。フジワ団地地区宅地耐震化推進滑動崩落対策施設（その1）工事について、次のとおり変更請負契約を締結する。

提案理由。請負契約の締結については、御船町議会基本条例第12条第1項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

○総務課長（吉本敏治君） 議案第38号について説明をいたします。

まず工事名です。フジワ団地地区宅地耐震化推進滑動崩落対策施設（その1）工事です。今回は変更契約となります。変更内容につきましては、スラリー攪拌工において、支持層である地盤の位置が当初想定していた位置より深いことが判明し、当該支持層まで施工する必要性が生じたことにより増額となります。

工事場所は、大字小坂地内です。当初請負額が、契約額が6,102万円、変更契約額が778万1,122円の増額であります。最終契約額が6,880万1,122円です。契約の相手方につきましては、天草市五和町、株式会社五和産業であります。

○議長（田端幸治君） これをもって提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、議案第38号、「工事請負変更契約の締結について」の件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第20 議案第39号 工事請負変更契約の締結について

○議長（田端幸治君） 日程第20、議案第39号、「工事請負変更契約の締結について」の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（藤木正幸君） 議案第39号、工事請負変更契約の締結について。災害関連地域防災がけ崩れ対策（陣1）工事について、次のとおり変更請負契約を締結する。

提案理由。請負契約の締結については、御船町議会基本条例第12条第1項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

○総務課長（吉本敏治君） 議案第39号について御説明いたします。

工事名ですが、災害関連地域防災がけ崩れ対策（陣①）工事。工事場所については、大字陣地内です。変更理由です。掘削完了後、土質を確認した結果、当初想定していた土質より軟弱であったため、鉄筋挿入工の中から、1本当たり4メートルから5メートル、1メートル延ばすこととなりました。総数が74本です。その内容を変更する必要が生じたことによる増額となります。当初契約額は5,560万7,040円、変更契約額が552万8,787円の増額です。最終契約額が6,113万5,827円となります。契約の相手方につきましては、御船町大字高木、株式会社やすらぎ住建であります。

○議長（田端幸治君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○13番（岩田重成君） 今回でも工事請負費4件がありました。その中に全部増額になります。

今回のこの増額の中で、1本当たり4メートルから5メートルへと変更することによって

552万8,787円が増となっています。大体私たちの素人でございますが、鉄筋が1本当たり幾らぐらいかかるんでしょうか。

○建設課長（野口壮一君） 鉄筋の単価については、把握しておりませんので、ちょっと調べさせます。

今回、この4メートルが5メートルに変更したということで、工事を設計する段階で、いわゆる地盤調査をボーリングデータで調整をしたところで設計をしていくところなんです。が、いわゆる各ポイントをずっと調査をしていくわけではありませんので、ポイントポイントでの地質を見ていきます。いわゆる地中の中の調整がなかなか難しいということで、いわゆる下部の部分での、今回増額変更ということで、提案をしております。

○13番（岩田重成君） 以前は、工事を一応請け負ったならば、全然この増額はなかったわけです。もうこの頃は全部増額でしょう。何か増額しなきゃならないと、全部を何か思っております。そういうわけで、設計のときにわからなかったのかなと思いますが、いかがでしょうか。

○建設課長（野口壮一君） 今回のこの熊本地震関連の工事発注に向けての設計ですけど、件数が件数ということで、今言いましたように、ボーリングデータ調査等を基本にして、何しろ発注を急いでるという理由もありまして、通常の工事現場と違いまして、図面上で積算していくというのが主になっておりますので、ましてや、この地中の中の想定で設計をしていますので、なかなかそこまで詳細には設計ができていなかったというのは否めないところではあります。

○13番（岩田重成君） 大体ざっと計算しますと、1本当たり7万4,000円です。私の計算です。1本当たり7万3,000円か4,000円等は、私は大変高いと思います。ぜひとも、このような財政の厳しい中で、もう1回、工事をするときはまた設計するときは、再度検討をお願いしたいと思っています。

○議長（田端幸治君） 先ほどの鉄筋の単価というのは、いかがだったでしょうか。

○建設課長（野口壮一君） 今、はい。

○議長（田端幸治君） 調べよると、はい。では後でまた報告をしたいという。

はい、ほかに。

○10番（田中隆敏君） 確認なんですけれども、では鉄筋を新たにまた5メートルのを打ち込むということですか。

○建設課長（野口壮一君） 今回のこのがけ崩れ対策工事では、吹付法枠工といいまして、いわゆる斜面にモルタルの吹き付けをして、いわゆる枠から鉄筋といいますか枠を付けて、その要点要点をアンカーボルト方式で押さえていくという方式なんです。まず、要点をドリルで中までずっと掘り下げていって、そこに鉄筋を差し込んで、そこにモルタルを注入して固まったところで、最終的によくこういうモルタルを吹き付けしたところにボルトが見えているところがあると思いますけど、その工法になります。ですので、単価に1本当たりの原単価でこの変更額が増しているということではなくて、その中にはそういう、マシンで掘り下げる手間、それからそういうセメント物質の注入の導入あたりも含めたところの増額ということになります。

○10番（田中隆敏君） この図面を見ますと、赤で示してありますでしょう。全体が赤で示してあるから、どの部位を今の78本の鉄筋を打つのかと。要するにコンクリートで吹き付けをするということですから、この真ん中の部分かなと今思いましたけれども、どうでしょうか。

○建設課長（野口壮一君） この今の断面図の赤い刺筋のところありますけど、今議員が言われた、想定されたものになります。いわゆる要点要点にアンカーボルト方式で止めていくという工法であります。

○10番（田中隆敏君） 当然、万全の体制でやっていただかないと、ここまで5,000万円もかけてやった部分が、また崩落したりなんかしたら大変なことになりますから、この追加の部分は、これは設計上やむを得ないしやっていただきたいと思いますけれども、この工事に当たっては、非常に地域の中では、幹線道路がもう長期にわたって通行止め、要するに工事がしやすいようにあえて通行止めになっていたんですよ。ですから、課長にも以前お願いをしたと思うけれども、やっぱり色んな意味で早い時期に開放していただく形をとらないと、業者の皆さんがやはり通行止めにしたほうが仕事はやりやすいわけです。今回もそれをやるなら、恐らく今回はそんなに通行止めになるような工事の仕方じゃないと思うけれども、前は櫓ステージを組んでやったから全面通行止めにしたんです。どういう工事の形になるんでしょうか。

○建設課長（野口壮一君） 今回は吹付法枠工については、いわゆる斜面の吹付けたところの要点要点にボーリンマシンで斜めに掘り進んでいって、そこに今言いました配筋をしてセメントを詰めて、アンカーボルト固定方式にしますけど、いわゆるボーリンマシンを、足

場を作ってそこにマシンをセットしなければいけませんので、自ずと足場が必要になります。そういう面で、住民の皆さんには多大な御迷惑をおかけしておりますが、それで通行規制が生じているということになります。

○10番（田中隆敏君） 要は、また足場を組むわけですね。でないとあそこでは仕事が、同じような仕事はできないと思います。ですから、それを早く示していただいて、やはり地元の区長さんたちも心配していますので、そういう点では行政からも速やかにいったん、そして速やかに工事が終わるように工夫をしていただきたいと思います。

○議長（田端幸治君） ほかに質疑はありませんか。

○11番（沖 徹信君） ということは、あそこはまだ工事が完了してないということですか。あれだけ足場して、ずっと通られんで、やっと足場が取れて通られるようになったと思っているんですけども、また足場を組んでやり直すということですか。

○建設課長（野口壮一君） 今回の変更議案につきまして、現場はある程度済んでいます。あと雑工事を残すものになっております。

新たにまた足場を組んでする工事というのは、今後はその工事についてはないということになります。

○11番（沖 徹信君） ならば、お尋ねしますけれども、補正というか、増額でしょう。増額があるなら、もう予算が通らなくて、その分工事していると、それでいいわけですか。

○建設課長（野口壮一君） 今回変更の締結ということで上げさせていただきますけど、いわゆる通行規制を早く解消するためにも、現場は先に進んでいたというのが実情であります。事後の議案という形になりますが、やはり住民の方の通行とか考えた上で、事後の報告になりますが、その辺は御理解をいただきたいと思います。

○11番（沖 徹信君） ちょっと待ってくださいよ。ええ頃かげんをしとったっちゃいかんよ。予算が通つとらんとに執行しとったというのはあるもんね、それは。何ば考えておると、おたくたちは。後から承認してくださいと、そがんことはあるもんね。その前に、何カ月あそこは交通止めにしてあったね。トラクターで通ったり車で通るとに、ずっと回って通りよったでしょうが。いつになつと通られるけんというてから、工期は7月いっぱいですと、そぎゃん言うて業者はおらしたよ。そういうことは納得はできんよ。

○2番（森田優二君） そういうことであれば、結局業者からはこういったことで変更するというあれがあったと思うんですけども、それはいつですか。

○建設課長（野口壮一君） 業者からの変更協議書というのは、必ずこの変更に係る分というのは、必ず提出がしてあります。日付については、確認をした上でまた御報告をいたします。

○議長（田端幸治君） 確認のため、暫時休憩をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2 時 1 2 分 休 憩

午後 2 時 4 0 分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（田端幸治君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

岩田議員の質疑に対しまして、野口建設課長より答弁をお願いします。

○建設課長（野口壮一君） 岩田議員から、鉄筋の材料の単価ということで最初に質問があったものにお答えします。今の鉄筋材の 1 メートル当たり 430 円の単価ということになっております。

それから、森田議員から、この設計変更の協議がいつぐらいにされたのかという問がありましたけれど、平成 30 年 5 月 15 日に事業者からの変更協議が提出をされております。

○13 番（岩田重成君） 今課長から説明がございまして、メートルの 430 円ということは、74 本では幾らになりますか。

○建設課長（野口壮一君） 74 本で 3 万 1,820 円になります。

○13 番（岩田重成君） 今笑いが出ましたが、そういうことです。それが、やはり今回 552 万 8,787 円上がったということです。先ほど課長から手間と言われました。あとは手間です。私は少し高すぎると思います。そこら辺を再度御検討をお願いしたいと思います。

○建設課長（野口壮一君） 今回のこの議案に対する変更理由が、この 4 メートルから 5 メートルに鉄筋の挿入工の長さを、これが主たる変更理由でありますけれども、今回、国から共通仮設費について、今回は熊本地震により発注している工事について、共通仮設費、いわゆる経費の部分の割り増しも、国から指導が来ておりますので、その辺も含めたところで、今回変更契約額 552 万 8,787 円という増額になっております。

○13 番（岩田重成君） 今割り増しで 550 何万円と言われましたが、本当ならばまだ上がるわけなんですね。割り増しをしたからこれでよかったということでございますので、今度は申しませんが、今後は再度御検討をお願いしたいと思います。

○11番（沖 徹信君） さっき私が質問したことに対しての答弁はなかったように思いますけれども。

○建設課長（野口壮一君） この現場が、当初平成29年度の繰越事業であります。昨年12月の議会に上程をして、それから工事に入っているわけなんです、3月の議会で繰越承認をいただいて、7月31日まで工期の延長をしております。その中で、今回最初に法枠をする最後に、ブロック積み工がこの設計の中で計画をされております。このブロック積みのところから先に施工をしていく中に、そこにサイド側の土質が見受けられて、そこが軟弱地盤ということで、そこで土質があんまり上質土じゃないという判定をして、今町でも、発注した新事業をいただいている業者が、現場に立ち会いをしていただいて、それを踏まえたところで、鉄筋工を4メートルから5メートルに変更を指示しているというところであります。

先ほども言われましたように、非常に現場がもう大半が終わっている中で、やはり先ほども言いましたように、1回変更を議会にかけていけば、ここでまた工事が一部中止という形になりますので、一日も早い、周辺の住民の皆さんに御迷惑をかけないようなことを勘案したところで、その後も工事としては継続をして、今回の議案の提案という形に出させていただきます。

○11番（沖 徹信君） それでは、住民の交通手段を優先して議会を後回しにしたということですね。議会に付して予算を取らなければならないけれども、工事が終わってから予算を取るということでしょう。それでどう思われますか、担当課長として。

○建設課長（野口壮一君） 言いましたように、この工事については、繰越明許の中で発注している部分であります。予算は、この繰越明許の予算の中で、この増額分を対応ができるということで、予算の確保はあるということになります。

○11番（沖 徹信君） 500万円は、一番から予算確保はあったということ。それなら議会にかける必要はないじゃないね。これからいくと、増額で500万円でしょう。それは一番から500工事は見とってあったなら、何で予算にかけられるね。議会に何でかけたの。

○建設課長（野口壮一君） 今回の工事請負変更契約の締結については、これは御船町の議会条例でもありますように、契約変更額が400万円を超える変更契約については議会の議決が必要になりますので、今回提案をしているところです。

○11番（沖 徹信君） ということは、変更届を出して、予算を取ってから、工事するべきで



しょう。予算もなくして工事しているわけでしょう。それで、仕事が終わったから、予算が足りませんでした、増額をお願いしますということを言っているわけでしょう、今。違いますか。

○建設課長（野口壮一君） 先ほど説明しましたように、予算は平成29年度からの明許繰越の費用の予算の枠内で今回変更契約を締結しているということです。

○11番（沖 徹信君） そのときの予算は幾らあったつね。

○建設課長（野口壮一君） これは繰越の計算をするときに、ここの工事分まで含めて4件分の工事費なんですけど、1億2,001万円です。

○11番（沖 徹信君） ほかの3件は必要ない。ここだけ。

○建設課長（野口壮一君） この繰越計算書の予算の中で、この工事に係る部分については、調べさせていただきます。

○4番（中城峯雄君） 工事の進捗管理がどうも理解できんようになりました。現計は平成29年12月でしょう。そうでしょう。その見積もりを出すときには当然専門の業者が地盤調査をして、ボーリングをして、そして4メートルでいいですよということで見積もりを出しているわけでしょう。そのとき地盤調査をしたわけではないわけですよ。それをもとに現計ができているわけですね。そして、実際に掘ってみたら、今5メートルせんですよ。ではその時点で変更はすぐできるじゃないですか。何でそこをしなかったのですか。

だから、着工は恐らく今年の初めに着工しているんですよ。それがなぜ5月になって業者から、「いや、実は5メートルじゃないですよ、変更してください」と、そういうずさんな事務処理を我々は問題しているんですよ。業者の言いなりになっているんですかと。早く、しなければならぬのはよくわかります。でも、皆さん方が、責任者がおって1本1本の現場責任者がおるわけでしょうが。それをなぜ、その業者のためにも、それは業者から、その何は既に出していると思いますよ。4メートルだったけど5メートルにしないと、掘ってみたらですね。その時点でなぜ速やかに変更契約をしなかったのかというのが、その疑問が残りますが、いかがでしょうか。

○建設課長（野口壮一君） 今、中城議員がおっしゃっていると思うんですが、私たちも反省はありますが、この時点でこの部分だけ変更をかける。最終的にまた変更というのが、やはり最終の終了を見越したところで、また変更の手続きという、そういう、そしてまたことがあります。すみませんが、そういう煩雑さというのも出てくるというのがあって、

今最終で変更契約をかけているというのが流れになっております。

○4番（中城峯雄君） だから、最終で、疑問を持つわけです。最終でちょっと足が出る。でも、基本的に請負契約というのは請け負けなんです。そうでしょう。先行したときに、お願いしますと。では、変更分が、追加分がこれだけありますよということは、業者から再度見積もりを取って変更する。この枠内で収めてくださいと。であれば、着工して2月、1月と、2月時点でわかつたはずですから。そうでしょう。業者は請け負けなんです。私も請負をしておりましたから。だから、そういったことをせんと、地震があつて、皆さん方が業者から押されて、「こしこかかったから見てはいよ」て、何で5月ですか。工事は終わっていると。そういったことを、どうしても私どもは理解できません。そこを聞けますか。

○建設課長（野口壮一君） 先ほど言いましたように、4メートルでは足りないという判断を、さっき言いましたように設計業者、コンサルタントも含めたところで現地で4メートルを5メートルに変更しようということで協議をしているわけなんです。このまま4メートルでいった場合に安全性が保たれるかという、その辺を解消するためにもやはり安全性を律した4メートルから5メートルに変更をしていったという経緯であります。

○4番（中城峯雄君） だから、わかるんです。だから、なぜ早くその時点で変更契約をしなかったかということです。やはりそこが非常にずさんに、忙しさにかまけてなっているんですよ。これだけの金が、1割以上の金が増額になるわけですから、そこをきちんと担当者の工事責任者の人も十分とそこを知ってもらわんと、これからはありますよ。タイムリーにやっていかないと、こういったことになるわけですよ。工事は終わって、今から何やという話ですから。

そういうことです。

○11番（沖 徹信君） 最初にボーリングをしたときは4メートルでボーリング会社はよかと言ったわけでしょう。だから、4メートルで設計したわけでしょう。誰がどの時点で4メートルではだめと言ったんですか。

○建設課長（野口壮一君） ボーリングデータに基づいて、あくまでも設計をしています。やはり、ボーリングというのも、決められた、限られた経費の中で土質を、土の中を探るということで、なかなかそれが完璧かという、そういうことは一概には言えないと思います。

先ほど言いましたように、この吹付法砕工の最後のブロック塀から先に施工をやり出したということで、そこで軟弱な路盤というのが、土質だということで、立ち会いしたのが町とそのコンサルタントで行って、これではやっぱり指示ができないということで、5メートルに変更をしたというものになります。

○11番（沖 徹信君） ということは、いかにルーズなボーリング屋さんだったかということですね。それは認めますか。そうでしょう。ボーリングは4メートルで十分と、それから4メートルをまず掘ったんですか。掘って、これでは軟弱となったわけですか。言われたから「はい、そうですか」としたわけですか。

○建設課長（野口壮一君） 今回のこのボーリングデータというのは、今度この現場について1カ所のボーリングデータをもとに設計をかけているということで、土壌の中ということで、1カ所ということで、なかなか想定が確実には、なかなかその辺は難しい想定で設計をしているということだと思います。

○11番（沖 徹信君） 1カ所で成果が出ると思って1カ所しかせんだったということ。そして幾ら払ったのね。これだけの何千万円の仕事をするのにですよ、あまりにもルーズすぎる。仕事が終わってから増額する。4メートルから5メートルに替えなんとしたときはいつですか。5月だったでしょう。それが7月になってから、何でもこういう何が来るとですか。5月の時点で増額して、5メートルとしとけば、何も問題はない。あなたたちが勝手にそういうことばかりするけん、勝手にお金ば払うておるけん、増額して払いますと、それを今頃になってかけよるわけでしょうが。

まだ答弁さっさんでしょうが。聞いたから答えないと。

〔雑談あり〕

○議長（田端幸治君） 執行部において協議中でありますので、暫時休憩を取ります。

執行部において、資料の確認作業中であります。

午後4時より審議会室において、全員協議会を行いますので、御集合をお願いします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時52分 休 憩

午後4時30分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（田端幸治君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただ今、全員協議会において上程されている案件について、説明をいただきました。

再度、質疑がございますか。

○3番（岩永宏介君） 確認しておきたいのですが、認識不足とかそういう問題ではないと思います。議会の議決権を揺るがした件については午前中の議案より重いと思います。

○6番（田上 忍君） 先ほど岩田議員から質問された件で詳しく説明願います。

○建設課長（野口壮一君） 4メートルから5メートルの掘削の手間、仮設費が、1.1から1.4に見直しをかける通達がきております。そのあたりで552万円の増加になったわけでありま

す。

○6番（田上 忍君） その作業工程で550万くらいかかったということですか。

これから、こういうことのないようお願いします。

○議長（田端幸治君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから議案第39号、「工事請負変更契約の締結について」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第21 議案第40号 工事請負変更契約の締結について

○議長（田端幸治君） 日程第21、議案第40号、「工事請負変更契約の締結について」の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（藤木正幸君） 議案第40号、工事請負変更契約の締結について。町道滝川線（滝川橋）橋梁災害復旧工事について、次のとおり請負変更契約を締結する。

提案理由。請負契約の締結については、御船町議会基本条例第12条第1項により、議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

○総務課長（吉本敏治君） 議案第40号について御説明いたします。

工事名です。町道滝川線（滝川橋）橋梁災害復旧工事。工事場所については大字滝川地内です。変更理由です。桁橋をジャッキアップする際に、土台となる鋼製仮設ブラケットについて、当初は桁ごとに転用して施工するよう計画していましたが、各橋脚の構造が異なり、転用ができないことから20組すべてのブラケット製作が必要となった事による増額となります。当初契約額は8,206万9,200円、変更契約が1,146万7,646円の増額です。最終契約額が9,535万6,846円となります。契約の相手方につきましては、御船町大字辺田見、池田工建株式会社であります。

○議長（田端幸治君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。質疑はありますか。

○11番（沖 徹信君） 先ほどの議案と同じで、いつ増額しなければならなくなったのか。なぜ今になったのか説明を求めます。

○建設課長（野口壮一君） まず、滝川橋です。査定額が9,000万2,000円、設計額が8,331万9,840円、契約額が8,206万9,200円で、落札率は98.5%です。今度この滝川橋に係る分は、平成29年から30年度に繰越額になります。当初の滝川橋の見込み額を1億円見ておりました。当初の契約額、また8,206万9,200円を差し引いた1,793万800円の中で、今回の増額分の予算として充てるということになります。

○11番（沖 徹信君） ということは、一番最初は1億円と。しかし、その査定は9,000万円、入札は8,200万円、そういう形で1,000万円は十分にあるから、その要望に応えますということですか。そういうことなら、一番最初に、要するに査定額以上にとっておいて、業者が言うたならすべて増額できるということですね。そうでしょう。その範囲内だったら増額するということでしょう。それは、使わなかったというなら、返すよりも業者に支払った方がいいということ。

○建設課長（野口壮一君） あくまでも、これは国の補助で使った事業ですので、余った場合は、この査定分というのを、これは自由になりませんので、もし事業費で余った分は、これは正式に国にお返していくという手続きをとっていくということになります。

○11番（沖 徹信君） 収入として町に入ってくるときにはどんぶりですよ。どんぶりでしょう。そういう中で、それなら課長の説明は、余っているから1,000万円は予算内でできますということでしょう。予算内のこの増額を認めないなら1,000万円は返せということでは

よう。違いますか。査定内だから、どれだけ使ってもいいということでしょう。今言われ方では。仕事が終わってから、何で増額ができるんですかという意味。前のと一緒。

○建設課長（野口壮一君） 今回の滝川橋につきましても、この予算が余っていたから今回20個のブラケットを対応したということではなくて、やはり今回のこの滝川橋の、震災の復旧のためには、これは、先ほどから何回も言いますように、転用ができないということが判明したから、これはもう、こちらに対応せざるを得なかったということで、決して予算が余裕があるからこの分に見立てたというものではないということです。

○11番（沖 徹信君） そしたら、さっきのでは予算がありますから、それを回しますと言われたでしょう。それは今回も一緒じゃないですか。さっきも550万円の予算はありますから、それで増額して払いますという、今もそれと一緒にじゃないですか。なかったらどうするつもりだったんですか、それなら。

○副町長（本田安洋君） そうではなかったと思います。最初、私のこれは見解ですけども、最初9,000万円ぐらいで、大体予算を取ってあったと思います。そういう中で、最初の中で、設計をしたのが、八千何百何万円だったと思います。それで、入札にかけて落ちたのが、98.5%で、8,206万9,200円だったと思います。そういう中で、そういう工事をしよったら、最初の設計からもう少しブラケットをと、それを全体をしなければならぬから工事金額が上がってきたと。そういうことで1,167万640円が増額になったと、そういうことだろうと思います。

○11番（沖 徹信君） そういうことですよ。それで、それなら結局、当初は1億円だったですね。そして査定したら9,000万円、設計が8,300万円、それから入札したら8,200万円、そういう中で、1,000万円は浮いている。だから、これを充てますという答弁でしょう。そうでしょう。

○副町長（本田安洋君） 私はそれを充てますではなくて、そういう工事をしよったら、やはりまた設計の段階でここが必要だと。ブラケットが全体が必要だということになったから、また増額をしなければならなくなったと、そういうことだろうと思います。

○11番（沖 徹信君） 増額をしなければならなくなったというとは、そこは私も理解しています。それが、何で工事が終わってから増額するかという。工事中に増額するならそれでいいじゃないですか。でしょう。工事中に増額するならいいじゃないですか。では、予算がないとするなら、仕事はされんわけでしょう。もう一番から、1,000万円の金が余裕があ

ると。だけん工事が終わってから1,000万円また追加請求してもそれはそれで払いますということ、だから、そこがおかしいということです。工事途中に1,000万円払うなら払うと、それは6月議会とか何かに諮って何するなら、それで。昨月の6月議会にかけられんだつたと。何でかけられんのですか。事務の遅れと。毎日の仕事でしょうが。遅れで済むものですか。2つ合わせるなら1,600万円、約2,000万円ですよ。まだ出てきますから。それだけの大きな工事ができるような金額ですよ。それが事務の遅れだからできませんでしたと、そういう言い訳で通るなら、仕事せんでも、後から言い訳ばかりしよれば、それで仕事になっていくですよ。そういうことではなくて、自分に課せられた仕事は責任持つてするならば、そういうことは出てこないはずですよ。職員のたるみですよ。

○副町長（本田安洋君） 先ほど全員協議会の中で申し上げたように、やはりそれはそこら辺が、本来ならばやはりその時点でかけなければならなかった問題であろうと思います。それはもうおっしゃるとおりです。だから、できたことだから仕方ないということで、皆さん方にお詫びを申し上げて、今回だけはお許しを願いたい。今後はこういうことは絶対ないようということをお伝え申し上げたいと思います。

○11番（沖 徹信君） 今回限りというのが、ずっと今まで続いてきたわけです。だから、これは同じ理由でずっと繰り返してきたと。だからもう堪忍袋の紐が切れてもうでけんと言うたわけです。そこら辺を、最後で言うたからそれに入れよるんですよ、職員全員ですよ。ミスはしないと。そこら辺を思って、総務課長、職員の指導を徹底していってもらいたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○総務課長（吉本敏治君） おっしゃるとおり、職員の事務の遂行については、徹底をしていきたいと。ミスがないように、漏れがないようにやっていきたいと思います。

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、議案第40号、「工事請負変更契約の締結について」の件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第22 議案第41号 工事請負変更契約の締結について

○議長（田端幸治君） 日程第22、議案第41号、「工事請負変更契約の締結について」の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（藤木正幸君） 議案第41号、工事請負変更契約の締結について。町道八竜陣線（本線）八竜橋橋梁災害復旧工事上部工について、次のとおり請負変更契約を締結する。

提案理由。請負契約の締結については、御船町議会基本条例第12条第1項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

○総務課長（吉本敏治君） 議案第41号について、内容の説明を行います。

工事名です。町道八竜陣線（本線）八竜橋橋梁災害復旧工事上部工であります。

変更の内容につきましては、御船川の出水期間の対応及び地元住民に対する早期開通に向けて工期短縮を図るため、桁製作については現場打ちからプレキャスト製作の事前に製作する方法に変更しております。高欄工について現場打ちから鋼製高欄に変更したことによる増額となります。工事場所については、豊秋地内です。工事請負額が、当初契約が7,650万5,040円、変更契約額が1,170万4,261円の増額であります。最終契約額として8,820万9,301円です。契約の相手方につきましては、熊本市中央区の昭和コンクリート工業株式会社熊本営業所であります。

○議長（田端幸治君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○6番（田上 忍君） これは工期の短縮ということで変更したということですが、その変更をやったおかげで、いつの完成予定がいつになったのですか。

○建設課長（野口壮一君） 今回のこの八竜橋につきましては、出水期までの工事が課せられておりました。工期が平成30年7月31日までということでの工期だったのですが、地元住民に周辺小坂地域に対して、6月末ぐらいまでには八竜橋の通行を開始しますということで、事前にお知らせをしていたわけなんです。非常に雑交渉が、警察との協議等で若干遅れまして、7月4日の夕方に通行を開始をしたという経緯であります。

○6番（田上 忍君） 6月末に周知ということ、6月末に通れるようにするという周知をし



たというのはいつなんですか。

○建設課長（野口壮一君） いつだったかというのはちょっとわからないんですけど、現場に看板で6月末には通行を開始をしますよということで、事前の周知に努めていたということです。

○6番（田上 忍君） わからないって、いつ頃かもわからないんですか。これは誰かが指示したんでしょう、そういうふうに看板に周知してくれと。誰かが言わなければ誰も掲げないでしょう。建設課とかどこかだったのか、そういうふうに表示してくれと言ったんではないんですか。

○建設課長（野口壮一君） 6月末までには通行を開始しますというのは、とにかく看板を出しておりました。そこに6月に入ってだったと思いますが、起点・終点側の看板に6月末には解除しますよという周知をする看板を掲げていました。

○6番（田上 忍君） すると、6月末にすると、この工法を変えないかんということですね。そういうことは、この変更契約というか、こういうふうに作業内容を変更するというのを決めたのはいつだったのですか。

○建設課長（野口壮一君） 今回、この八竜橋については、橋桁だけではなくて、国道側の橋脚部分、足の台の部分です、台座の部分をやられておりました。ここの部分については、今日の追認議案で、国土交通省に委託をして、国土交通省での施工になりました。若干国土交通省も工事が遅れがちになりましたので、この桁をまず現場打ち工事を工場製作に変えたという経緯なんですけど、これを大体7月以内に、これをプレキャスト製作に変更しようということで変更を急に決定したということになります。

○6番（田上 忍君） それと、4月にはもうこれは変更がわかっていたということですね。だから、今までの前の2本と比べたらもっと悪いじゃないですか。もっと早くにわかっていたけど、今まで出さなかったということになりますよ。

○議長（田端幸治君） 時間が5時を過ぎておりますが、議事の都合上、延長いたします。

○建設課長（野口壮一君） 今回、現在打ちの桁製作から工場製作に変更したということで、これは国への重要変更協定が伴っております。この伴われたところで、4月に決定して、このプレキャスト製作に変更したという経緯であります。

○6番（田上 忍君） ではもう、今後こういう変更契約は、もう全部終わってからやったらよかたいという意識になっていたんですよね。4月にわかっていたことが、また5月にも

わかったことだし、全部もう終わってしまってから変更契約、議案、議会にかければ、全部終わってしまってからでよかろうと思っていたのではないですか。違いますか。

○建設課長（野口壮一君） 今までの議案に対しても、事後の議案ということで、それについては深くお詫びを申し上げたいと思います。今、議員が言われたように再度の変更で持っていけばいいんじゃないかということなんですけど、その上で、1つは考えられないことじゃなかったと思うんですけど、やはり私たちも一日も早い通行規制解除というものにあまり、そちらのほうに頭が回っていたということに、その辺で遅れた対応になったというのは事実でありまして、その面は深くお詫びを申し上げたいと思います。

○10番（田中隆敏君） 変更契約の、増額の件ではありません。この八竜橋の早期の改修というのは、もう地震から2年を超えているわけですので、地元の住民としましては、やはり早期に通行できるように、やっと通行できるようになったと。そういう中で、やはり嘉島甲佐線とか御船原・国道とか、この間をつなぐ重要な橋でもありますし、そういう一般の生活道として大いに今まで狭いながらも活躍してきたものなんです。

そういう中で、まだまだ地震後復旧をしてない道路が、副町長に進捗状況を私は確認したいと思うんですけども。八竜橋は通れるようになりました。では、秋只橋はどうするんですか。ほとんど情報として入らないわけです。町の責任なのかNEXCO（ネクスコ）の責任なのか、そういう流れを、ちょっと副町長が考えるところを、説明をしていただけませんか。

○副町長（本田安洋君） 私も担当課ではありませんからはっきりはわかりませんが、この橋は大体NEXCO（ネクスコ）に委託で出す予定でございました。しかし、NEXCO（ネクスコ）としてもなかなか忙しいといいますが、そういうことで返事がなかったということで、再三こちらも早く早くと言っておりましたけれどもできなかったということでございましたけれども。私が建設課から聞いた範囲内では、ようやく、こんどはそれなら、どうしてもNEXCO（ネクスコ）がやらないならば、町の直下でやるということで、3月までには大体終わるようにしたいということで、今後入札にかけるとか、そういう話でございます。

○10番（田中隆敏君） そうなんですよね。やはり急いでいただかないと。ということは、誰がやるのか、どこがやるのか、お金はどこから持ってくるのか。今の副町長の説明からしますと、町が主体でやるとするならば、それは国・県の補助を使うということですか、建

設課長。

○建設課長（野口壮一君） 今、副町長が説明されたように、町で施工を計画していくということで、この工事に対する財源として、国からの交付等も使って事業を、工事を展開していくということになります。

○10番（田中隆敏君） 早期に取り組んでいただかないと、あそこの西日本鉄工所ですか、以前はメロディー橋を渡って、それから秋只橋を渡って、工場内に、あの6軸（ロクジク）のトレーラーが大きな鋼材を積んで今現在も行って入っているんです。だけれども秋只橋は通れないから、どこを通っているかということ、増見鶴のあそこのファミリーマートのところから入って、あそこも圃場整備で広くなったから、今六輪の大きなダンプの工事車両が通っていますけれどもね。どこからも入れない、どこからも行けないと、経済的にすると非常にストップした状態で、あれは圃場整備ができたからやっと今現在入れるということですから、とにかく秋只橋は生活道路でもあるし、学校もありますし公民館もありますし、小坂地区内からすると、九州道をつなぐ道路ですから、今になって3月からしますと言って、・・・大事なところですので、真剣に取り組んでいただきたいとは思っていたんですけれども、誰が主体でやるかということ、を非常に住民は不安に思っているし、ではどこに尋ねるといいのかと。だけん、そういう意味からすると、副町長がおっしゃったようにするならば、そういう手続きを早急に進めながら、やはり政治的な力を借りながら、お金の確保もしながらやっていただきたいと思いますけれども、町長、どうでしょうか、そういう考えは。

○町長（藤木正幸君） 御迷惑をおかけいたしました。私の判断といたしましても、もう待てないということで、町の責任においてあそこの工事をするとしていますので、今後必ずしや3月末にでき上がるように進めてまいりたいと思います。

○10番（田中隆敏君） 地域住民の方には、あまり私は勝手なことは申し上げませんが、御船町としては、努力して早期に開通できるように努力するというので、町長、副町長からの答弁をいただいたということは伝えたいと思います。

○4番（中城峯雄君） 今回のすべての増額の変更ですけれども、これは皆さん方が一日も早く住民のために災害復旧工事を完成したいと、これは私は言い訳だと思いますよ。やはり業者は金をもらうわけですから、それは早い段階で工事の担当者の方に相談をしているはずですよ。いわゆる勝手にはしませんから。金が出らんだったらどうするかと。だから、そ

れは皆さん方が認識が甘いと。そういう工事管理が非常に、言葉は悪いけれどもずさんだということなんです。ただそれは皆さん方十分認識されたと思いますので、副町長の言葉にもありましたけれども、今後こういったことが二度と発生しないようにやりますということだから、その言葉を信じておきたいと思います。

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、議案第41号、「工事請負変更契約の締結について」の件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（第田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第23 議案第42号 御船町地域防災計画の一部改正について

○議長（田端幸治君） 日程第23、議案第42号、「御船町地域防災計画の一部改正について」の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（藤木正幸君） 議案第42号、御船町地域防災計画の一部改正について。御船町地域防災計画について、別添のとおり改正する。

提案理由。御船町地域防災計画の策定にするためには、御船町議会基本条例第12条第1項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

○総務課長（吉本敏治君） 議案第42号につきましては、地域防災計画の一部改正についてなんですけれども、先日全員協議会において、この概要版を用いて説明をいたしているところです。また、御船町地域防災計画においても、本件を皆さん方にお配りしております。御参照いただきたいと思います。本日はその詳細な説明等については割愛させていただきます。

○議長（田端幸治君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○11番（沖 徹信君） まず第一に、71ページ、高木で下高野区は火災指定区域等が進むようになっていますが、これはどういう意味ですか。

○総務課長（吉本敏治君） 71ページです。上のほうの高木危険区域に平成29年4月現在に、高木の下高野区域が、世帯数が431戸、住戸が1,152戸ということで、特に影響を受ける地区として提示をしております。これは、極めて面積率で住戸密度が高い、家が密集しているということで、影響を受ける地区として指定しております。

○11番（沖 徹信君） ということは、住宅密集地が高いところが指定を受けること。今まで火災が多く発生したとか、そういうことではないわけですか。

○総務課長（吉本敏治君） はい、そういうことになります。

○11番（沖 徹信君） それから92ページ、防災の中で、住民等の訓練が必要であるということが載っていますけれども、この前、2年何カ月か前の地震の後に、そういう訓練ということをしたことがあるんですか。

○総務課長（吉本敏治君） まだ、地震以降について町が主導となって訓練を行っているということはありません。それで、今年度、平成30年度においてはその訓練を、11月頃になるかと思います。県の防災訓練に参加することによって、一部住民等を巻き込むことになるかもしれませんけれども、11月にその訓練を予定しているところです。

○11番（沖 徹信君） 11月ということは、消防の非常呼集の頃にという意味なんでしょうか。

○総務課長（吉本敏治君） これは、県の訓練に我々も参加するという格好になりますので、まだ具体的な日付については、何日だったか私も記憶しておりませんが、これについての説明会が近々あるということになっております。

○11番（沖 徹信君） それは、訓練の場所、そういうところもまだ未定なのでしょうか。

○総務課長（吉本敏治君） 訓練の内容それからこういったことについても、伝達訓練、最終的にどこまでやって終わりというところまでの具体的な案については、まだ県からは来ておりません。そういったものが説明会サイドである程度の詳細についての説明があるものと思っております。

○11番（沖 徹信君） 県からのそういう訓練等があるという感じではなくて、やはり御船町としては、地形はこうだから、この辺の地形はこういう訓練をとか、そこら辺をやっておかないと、訓練のための訓練では何もならないと思います。住民が、水害があるところとか、地すべりがあるところとか、この道路ががけ崩れしたときにはどういう訓練をしとっ

て、住民が安全に生活できるというか、そこら辺を把握してちゃんと、今地震以後に備蓄倉庫も何カ所にかありますけれども、そこら辺に何が入っているということを確実にその地域の人たちに把握してもらってないと意味をなさないわけですからね。「あそこにある」で、「ああ、そぎゃんとのあったつね。知らなかった」では済ませられないわけです。そういうことで、必要なときにそれが使われないならば、なかったよりも悪いと、私は思います。

そういうことで、ちゃんとそこら辺ができるようにするための訓練というか、伝達、そこら辺をよろしく願いしておきます。そこはやる気はありますか。

○総務課長（吉本敏治君） まず、今年度は先ほど申しました訓練を行う予定としております。

また、防災行政無線も整備途中ですけれども、来年度から運用することとしておりますので、防災行政無線等を利用した訓練等も企画立案をしていきたいと頑張っております。

○11番（沖 徹信君） そのときに、避難所は自治体が運営しても私は大変だと思います。避難所はそこら辺の住民の方に避難所運営はやってもらって、行政はそれのどういうふうになっているという、そこを把握してもらわないと、行政が避難所運営までしよったっちゃ話になりませんよ。そこら辺を、災害のときの避難所訓練のときには、その地区に対しては、「おたくたちが運営メンバーを決めて、自分たちで運営してください」という、そこら辺のマニュアルを作って、地域のことは地域に任せますよという運営をしなければ、行政の職員の人たちは寝なしとか何かしよったっちゃ健康を害しますから、そこら辺は、地域でできる分は地域で運営はしてくださいと。高木の場合には高木小学校なら小学校、それから地区公民館を開けますから、そこでやってくださいという、そこを。後はもうその住民に運営は任せますからという、そういうことも訓練のときにやって、避難所がスムーズに運営できるように行政としては、それをやってください。お願いしておきます。

○議長（田端幸治君） ほかに質疑はありませんか。

○13番（岩田重成君） 今回、一部改正されました。そうじゃなくて、地震計です。地震計が御船町の地震計は普通のところよか、一段少ないという情報がありました。そこで、調査ができて40年かな、なりますので、その移動といいますか、それは可能ですか。

○総務課長（吉本敏治君） 移動そのものが町から要望してできるものかどうか、わかりませんが、確かに、速報等から出る御船町の震度が低いんではないかという話は聞いたことがありますけれども、機器そのものは正常に動いております。ただ、その位置の変更

については気象庁等に問い合わせてみないとわからないと思います。

○13番（岩田重成君） ぜひとも検討していただきたいと思います。

○議長（田端幸治君） ほかに質疑は。

○6番（田上 忍君） 今回西日本豪雨災害がありました。それを踏まえてというか、それを今回そのあたりを経験して、この御船町の防災計画、これをもう一度見直すとか、そういうことは考えていますか。

○総務課長（吉本敏治君） 防災計画については、必ず途中で見直しを行うということになっています。また、災害対策基本法ですとか、上位法等が改正されたときにも当然必要になってくると思います。また、ハザードマップ、これは御船町の場合には、総合防災マップということで今各世帯に配布をしておりますけれども、県の情報がちょっと古いものになっていたりしますので、そういった情報が更新いただいたときには、また必要なマップを作っていきたいということになるかと思います。

○6番（田上 忍君） 先ほど、この中に出てくるオール御船という言葉があるんですが、このオール御船というのは、御船町のある団体がオール御船ということをしたと思います。それとは別とっていいんですか。

○総務課長（吉本敏治君） ここに掲げているのは御船町全部でと、全員でというところでの意味合いとして掲げております。

○6番（田上 忍君） 今は、知らない人が確認するためと思うので、何か誤解をする、注意書き等があったらいいかなと思ったところです。

○5番（福永 啓君） 何点かお聞きいたします。この防災計画については、前回の防災計画にも新たにきつと書き込まれているかなとは思いますが、ただ、やはり何点かこれに取り上げられていない部分がございます。

まず、自主防災組織、これは何回も実は言っていましたように、自主防災組織が100%近く整備されていますと、ずっと前に。しかし、それは今回の地震で全く機能しなかったと。それについて、ぜひ地域活動防災計画の中に、その位置付け及び検討、これをちゃんと位置付けるべきだというお話は過去に多少議会でも承知していたところではありますが、今回については、自主防災組織に対しましては、これに書き込まれておりません。

自主防災組織についてどのように思って、今後どのように対策されていくのか、お話をお伺いいたします。

○総務課長（吉本敏治君） 自主防災組織につきましては、第3章第9節の第2で、地域住民等の自主防災組織ということで、これは83ページになりますけれども、組織の面積から見ると、組織図という施行計画の推定、主な活動の内容、そういったものをここに記載しております。今の自主防災組織の代表というのが、嘱託員にお願いしているということもありまして、2年前の熊本地震につきましては、この嘱託員を通じて、町に連絡があっております。その際には、安否確認の情報が主でした。すべての安否確認の情報について、教えていただいたという実績もあります。今後はより具体的な連携のやり方、それからそういった情報の提供等について、連絡体制も当然必要だと思っておりますけれども、一番重要なのは、自主防災組織が主にどういった活動をするのかということになるかと思えます。

また、先ほど申しましたけれども、来年度からの防災行政無線の運用になりますので、そういったことも含めて、お願いもし、協力もし、訓練等も行っていくならばと考えているところです。

○5番（福永 啓君） 以前の防災計画は自主防災組織という言葉自体が計画がなかったんです。今回、実は別で自主防災組織の計画がなされているんです。それは大きな進歩だと思うんですが、根本的に欠けているのは、その中身ではなくて、この自主防災組織の位置づけなんです。この中では、一つ一つあるのは、正しいことが書いてあります。では、ここは町の防災組織の2章の組織図計画というものがありますが、その中に位置付けられていないんです、自主防災組織というのは。

ですので、この部分が何をすればいいか、どういう計画、どこがどうするのかとか、そういう根本的に組織としての検討がなされていないと思ったわけです。その部分については、ぜひ議会を、また改正がございますから、また議会にかけるということになると、毎年改正がございますので、その際にぜひその中では検討をしていただきたいと思います、いかがでしょうか。

○総務課長（吉本敏治君） 自主防災組織の活動としては、今回はこの防災計画上はそういった計画しておりますけれども、今後具体的なものについては、それぞれのミッションもあるかと思いますので、自主防災運営マニュアル等について、こちらから押しかけての出前講座もやっていたんですけれども、これから出前講座等も行いまして周知をしていきたいと。また運営マニュアル等についてももう1回見直して整備していきたいと思っております。

ます。

○5番（福永 啓君） 私が一番心配しています、区長さんとか、だからこれはどこから連絡があつて、どうどこに伝えればいいんだとか、そういう系統を、それを心配なさっています。誰かどこにして、それをどこに伝える、そういう系統図すら立てられないと。そこを心配してましたので、そのところがきっちりと踏み込んでいただきたいと思います。

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、議案第42号、「御船町地域防災計画の一部改正について」の件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第24 議案第43号 御船町長等の給与の特例に関する条例の制定について

○議長（田端幸治君） 日程第24、議案第43号、「御船町長等の給与の特例に関する条例の制定について」の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（藤木正幸君） 議案第43号、御船町長等の給与の特例に関する条例の制定について。

御船町長等の給与の特例に関する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由。法令により議会の議決を付すべき工事請負契約並びに動産及び不動産の取得について、過年度における日月案件が複数あることが判明した。本件の監督責任を負い、御船町長等の給料を減額するため、本条例を制定する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

○総務課長（吉本敏治君） 議案書の25ページをお開きいただきたいと思います。提案理由につきましては、今町長が申したとおりであります。その中身ですけれども、今回は、今ある条例の特例という格好でこの部分を制定するわけです。

まず第1条の特例です。平成30年7月1日から、町長においては9月30日まで、それか

ら副町長、教育長につきましては、7月1日から7月31日まで、1カ月と3カ月、おのこの100分の10程度の額を減額するという内容であります。

それから、附則でもありますとおり、平成30年7月1日から適用させることとしまして、この条例につきましては、平成30年9月30日限りでその効力を失うものとしております。

○議長（田端幸治君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○6番（田上 忍君） まず今回3名の方については、先ほどあったとおりに理解をしました。

あとはもう職員の方も何か処分があったと聞いておりますが、その分をもう一度説明してもらっていいですか。

○総務課長（吉本敏治君） 職員につきましては、この議会修了後にその処分を行うこととしております。懲戒処分が総務課長、また懲戒処分に満たない、それ以下の処分が、職員6名になります。ですから、全部で職員7名が何らかの嚴重注意を含めて処分を受けることになります。

○議長（田端幸治君） ほかに質疑はありませんか。

○5番（福永 啓君） 今回、このように懲戒処分、町長の減額を含めて提案されたわけなんです。これはある意味、・・を発揮されたとも感じる事ができるわけなんです。1つ心配するのは、これはこのように懲戒をしたことによって、今回の事態を見て、今後また、「うわあ、こぎゃん大ごとになるなら、よせばよかった」と。私はほかの町ではなかなかここまでしとんなはらんと思います。今までしとんなはらんだっただんです。では、「うわあ、御船のようにするなら大事」と。「今後はやっぱりきんしたもんはもう黙っとこう」というて、閉鎖体質に陥ることが私は一番怖いんです。ぜひ、今後とも何か問題があったときは、きつかかもしれないが、きちっとそういうのを待って一応対策を続けていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○総務課長（吉本敏治君） それは今議員がおっしゃったとおりだと思っています。

○議長（田端幸治君） ほかに質疑はありませんか。

○3番（岩永宏介君） ここに出ている提案された部分についてはよくわかるんですが、例えば総務課長が懲戒処分、あとは何名か、そのあたりは詳細にわかりませんが、6名ですか7名ですか、そのあたりの・・それが1つと、その軽い、重いも数あるようですが、あとは総務課長以外はどういう処分になるんですか。

○総務課長（吉本敏治君） 総務課長が懲戒の戒告、それから訓告処分は懲戒処分とはなりません。それ未満の処分ということで、訓告処分が1名、それからそれよりまた下の嚴重注意処分が5名ということになります。

○3番（岩永宏介君） そうしましたら、懲戒処分を受ける、その総務課長が答えるよりも、これは監督責任がある町長に聞きたいわけですが、どうして、そういう軽いもの訓告、そのあたりの根拠ですね。そのあたりをお願いします。

○総務課長（吉本敏治君） その処分の量定、これにつきましては、御船町の行政処分審査委員会というものがありますので、これは行政処分審査委員会での量定を決めていただいと。町長が処分の内容について、答申をしてくれということでもあります。

したがって、その内容についての量定については、審査委員会で伺いました。ということになりますけれども、県内の他自治体においても同様な件が発生しまして、先ほどお話ししましたとおり、同様に職員も処分を受けております。これは、我々は地方自治法ですとか公務員法、そういう同じような法律あるいは似たような条例に基づいて仕事をしておりますので、同じ法律に基づいて仕事をした結果、あのような間違いが起きた。同じ御船町にも同じような間違いが起きたと。そこに処分の量定に差がある。その差について説明をする必要が出てきます。ですから、先だってそういった処分を下された自治体のものが一応の先行の基準となると考えております。ですから、それと逸脱しないように、大きく逸脱しないような処分をやはり当然考えるべきであろうということから、今回の処分内容になったと考えております。

○3番（岩永宏介君） 今回ののはそういうことで審査会に諮られたということで、答申を受けてということですかね。

そうしましたら、それは今後の、例えば行政処分、懲戒処分は、今後受ける不利益というのはどういうことがありますか。

○総務課長（吉本敏治君） その箇所につきましては、懲戒対応となりますので、一定の経済的損失を受けることと思います。それから、人事記録にも、その業務は残ると、あとわずかですけども。そういうことになります。

○議長（田端幸治君） ほかに質疑はありませんか。

○11番（沖 徹信君） この前の全員協議会の際に、町長は今日の議会の終了後に公表してしますということだったと思います。それがこの前もう6月でしたか、新聞に、あれはど

ういうことですか。

○総務課長（吉本敏治君） この前の全員協議会で、私の総務課長の懲戒戒告処分については今言ったとおりなんですけれども、とにかく懲戒処分と、公表すべき懲戒処分になります。それ以下については、公表はしておりません。まだ公表する必要はないものと考えております。しかし、当該部分については、この議会修了後に処分書を手渡すという予定にしておりました。そういうことです。

○11番（沖 徹信君） 議会終了後にこういう処分をしたということを発表することではなかったわけですか。報道機関にというか、私はそういう意味で取っておって、「ええっ、何で熊日に載ると」という感じだったので、そこら辺のを熊日がすっぱ抜いたと言えればそれまでかもしれませんけれども、やっぱり何事も報道機関も報道機関で、そこら辺はむやみにするのが何じゃなくてですよ、やはりその町の意向というか、そこら辺を尊重してもらうような報道機関になってもらわなければ、なーんというような気持ちでしてもらうなら非常に困ると、私は思いますけれども。

○総務課長（吉本敏治君） この懲戒処分については、懲戒処分の指針というものを定めております。その中で、公表すべき事項ということでも定めております。それに基づいて、新聞各社に4月6日、全員協議会の後に、各報道への、今幾つもありますので同じようなファックスを流しております。ですから、熊日だけということではありませんし、朝日や読売や西日本、そういったところにも同じような処分の内容については、ファックス等で送っております。

○11番（沖 徹信君） ファックス等で送るというのは、今日の議会後ではなかったつね。

○総務課長（吉本敏治君） ちょっと説明がそのときまづかったのかもしれませんが、全員協議会の中で、熊日は入っておられますし、言ったことについてはどうしようもありませんし、事実でもありますので、処分をするというのは、今日この、町長等の給与の条例もありますので、その議決を待って、当該職員に対して、今日処分をするという、それでちょうど言葉が足りなかったかもしれませんが、そういうつもりでおりました。

○議長（田端幸治君） これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、議案第43号、「御船町長等の給与の特例に関する条例の制定について」の件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第25 同意第2号 御船町教育長の任命について

○議長（田端幸治君） 日程第25、同意第2号、「御船町教育長の任命について」の同意を求める件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（藤木正幸君） 同意第2号、御船町教育長の任命について。御船町教育長に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

- 1、住所、御船町大字滝川1014。
- 2、氏名、本田恵典（ホンダヨシノリ）。
- 3、生年月日、昭和28年3月12日。
- 4、任期、平成30年8月1日から平成33年7月31日。

提案理由。教育長の任命については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

○総務課長（吉本敏治君） それでは、本件につきまして、議案の説明資料の40ページを御覧いただきたいと思います。氏名、住所、生年月日については、上げています。主な経歴が4番目に書いてあります。御覧いただきたいと思います。また、これまでの役職等についても、一番最後のほうにまとめております。これについて御参照していただきたいと思います。

○議長（田端幸治君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。質疑はありますか。

○6番（田上 忍君） 今回任命ということで名前が上がっておりますが、町長にお尋ねします。どういう期待と、これからどういうことをやってほしいと、そういうことをどうい

ふうに思われているか、そのあたりをひとつよろしく。

○町長（藤木正幸君） 本田教育長が就任されてから、御船町の教育行政に関しまして、また上益城郡の教育行政、熊本県の教育行政において中心的な役割を果たしてきていただきました。主には英語教育の推進ということで、小学生からの英語教育、それと地域においては、地域連携のコミュニティスクールに向けて一生懸命努力をされているところであります。

また、子どもたちの教育だけではなく、上益城郡内そして御船町の教職員の皆様のリーダーとして、教職員の育成という感じにも御尽力いただいているというところで、その成果が表れてきているというところでもあります。いろんな形で、教育長が多方面に力を発揮していただいているというところを重く私は受け止めまして、今回再任という形になりました。

今後も、この御船町の子どもたちのために一生懸命任務についていただくということとともに、学力向上等もありますので、そういったことにも力を入れていただきたいと思います。

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、同意第2号、「御船町教育長の任命について」の同意を求める件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり同意することに可決されました。

これで、平成30年度第4回御船町議会定例会7月会議の議事日程は、すべて終了しました。

お諮りします。

本定例会は、議事の都合によりこの後再開する定例会まで休会にしたいと思います。こ

れに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 異議なしと認めます。

よって、次回再開する定例会まで休会にします。

これをもちまして、平成30年度第4回御船町議会定例会7月会議を終了します。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

午後6時12分 休 会

地方自治法第 1 2 3 条の規定によりここに署名する。

御船町議会議長

御船町議会議員

御船町議会議員